

いじめの重大事態に係る調査報告書

【公表版】

令和 8 年 5 月 2 6 日

いじめの重大事態に係る調査委員会

川崎市立  中学校

目 次

第1章 重大事態調査の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 調査の目的	
2 調査期間	
第3章 本事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 基礎情報	
2 本事案の概要	
第4章 調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 調査方法	
2 調査内容	
第5章 関係者の聞き取り内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 対象生徒Aの訴え	
2 関係生徒Bからの聴取内容	
3 関係教職員からの聴取内容（令和5年6月及び9月に実施）	
4 関係者の主張 （聞き取り内容及び学校側の記録を踏まえ時系列でまとめたもの）	
第6章 いじめ等に関する調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第7章 学校及び教育委員会の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1 学校の対応とその対応に係る考察	
2 教育委員会の対応とその対応に係る考察	
第8章 再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第9章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会の見解・・・・・・・・	59

第1章 重大事態調査の位置付け

川崎市立中学校（以下「学校」又は「本校」という。）の男子生徒（以下「A」という。）が、同級生（以下「B」という。）によるいじめにより、令和3年10月22日（金）から不登校になった疑い（以下「本事案」という。）があり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項2号に規定された重大事態に該当するものとして対応することとした。

令和6年3月12日（火）、A保護者（母）は川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して重大事態調査を要請し、令和6年7月9日（火）、教育委員会は市長へ重大事態発生を報告した。

教育委員会は、令和5年度に学校と[]区・教育担当（以下「区・教育担当」という。）が作成した報告書をもとに、再度事実の究明と再発防止策を立てることができると判断したため、重大事態の調査主体を学校とすることを決定し、令和6年7月19日（金）にいじめの重大事態に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

学校が主体となって調査した内容については、川崎市いじめ問題専門・調査委員会において確認の上見解をいただいた。

第2章 調査の目的

1 調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該いじめの事案への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とする（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」から抜粋）とされている。

本調査においても、学校が行った事実調査を前提に、不登校に至る要因や背景を検証し、同種の事態の発生を防止するべく再発防止策を検討することを目的とする。

2 調査期間 令和6年7月19日（金） ～ 令和7年7月29日（火）

第3章 本事案の概要

1 基礎情報

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| (1) 発生日時 | 令和3年10月15日（金） | 午前9時頃 |
| (2) 発生場所 | 川崎市立中学校1年教室 | |
| (3) 当事者 | 対象生徒 | A（1年男子） |
| | 関係生徒 | B（1年同クラス男子） |

(4) いじめが原因と疑われる対象生徒Aの欠席日数

1年次 出席153欠席0出席停止等48(コロナ不安4、いじめ申立て44)

2年次 出席168欠席1出席停止等33(いじめ申立て33)

3年次 出席131欠席0出席停止等65(いじめ申立て65)

※出席停止等とは、非常変災等児童生徒又は保護者に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合をいう。

2 本事案の概要

体調が悪く机に伏せていたAに対し、Bが「寝てていいよな」という発言をしたことで、Aは嫌な気持ちになった。AはBからのいじめに起因して、不登校になった。また、その後の学校の対応の不備により、Aは「生きていくのがつらい」「死にたい」とまで思うようになった。

第4章 調査の内容

1 調査方法

(1) 聞き取り(令和3年度から令和5年度にかけて、A、A保護者、B及び関係教職員へ実施し、令和6年度に重大事態調査に入り、改めてAへ実施した。)や当該クラス生徒への個別面談(令和3年度実施)から、事実の確認、本事案の検証及び考察を行った。

(2) 事案発生当時の関係教職員(16名)に行った学校対応について問題点を考察するためのアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)を令和5年4月に実施し、本事案についての考察を行った。

2 調査内容

令和5年度に学校が行った調査内容(アンケート調査をはじめ、A、A保護者、B及び関係教職員への聞き取りにより構成)を踏まえ、令和6年8月、A本人への聞き取りを行うとともに、調査委員会を次の日程で実施した。

日時	会合他	内容
令和6年 7月 9日(火)	市長報告	・重大事態発生及び調査主体を学校とすることを報告
令和6年 7月19日(金)	調査委員会 (第1回)	・事案の概要と調査審議方針について協議
令和6年 8月21日(水)	調査委員会 (第2回)	・Aへの聞き取りを実施
令和6年 9月17日(火)	調査委員会 (第3回)	・Aから聞き取った内容について協議

令和6年 9月27日(金)	調査委員会 (第4回)	・A保護者にAから聞き取った内容を報告
令和6年12月20日(金)	調査委員会 (第5回)	・調査報告書の内容について協議
令和7年 2月17日(月)	調査委員会 (第6回)	・A保護者へ中間報告
令和7年 3月14日(金)	川崎市いじめ問題 専門・調査委員会	・報告書の内容について意見聴取
令和7年 3月24日(月)	調査委員会 (第7回)	・報告書の確認
令和7年 5月 1日(木)	調査委員会 (第8回)	・A保護者へ調査報告書の詳細版の報告
令和7年 5月16日(金)	調査委員会 (第9回)	・調査報告書の公表版と概要版の内容について協議
令和7年 5月22日(木)	調査委員会 (第10回)	・A保護者へ調査報告書の公表版と概要版の報告
令和7年 5月27日(火)	調査委員会 (第11回)	・B保護者への報告

第5章 関係者の聞き取り内容

1 対象生徒Aの訴え

【令和3年（1年次の事案発生当時に、A母や1年次担任に話したこと）】

- ・令和3年10月頃A母に、学校で「寝てていいよな」等と言われたと話した。
- ・令和3年10月18日(月)の学活の時間に、「黒板係を寝ていてできるのと言われたから、係を辞める」と1年次担任に話した。
- ・令和3年10月22日(金)A母に、「同じ小学校出身の子からも（「寝てていいよな」と）言われるようになった。学校へ行きたくない。生きるのに疲れた」と泣きながら話した。
- ・令和3年11月20日(土)の謝罪の会（第5章4の本事案の事実経過を参照）の夕方、自分の気持ちを理解してくれる人は誰もいないと感じ「どうやって死のうか」と考え、A母に「死にたい」と話した。

【令和4年（2年次に、関係教職員等に近況として話したこと）】

- ・夏頃から保健室来室時には養護教諭に、クラスは楽しく友人関係も良好と話した。家では、A母とケンカをすることでストレスになっていると話した。
- ・学年末の面談で2年次担任に、Bとは小学校時代仲が良かったこと、そのため1

年生の時のBの発言で裏切られたと感じ、そのショックを引きずっていると話した。

【令和5年（3年次に、生徒指導担当が1年次の事案について聴取）】

- ・机に伏せていたときに、Bとは違う人に、背骨を指でグリグリされた。笑いながら逃げていったが、その一度切りで、あまり気にしていない。
- ・Bには「寝てるだけのやつは楽でいいよな」と数学の授業で言われた。同じ日に、先生がいないときにも言われた。
- ・Bの発言以外に、嫌なことを言われた記憶はない。
- ・Bを信用していたのに、裏切られた感じがした。自分は数年かけて人を信用していくタイプであり、Bの件から学校に新しい友人を意図的につくっていない。
- ・Bとはもう関わりたくない。時間が空きすぎているので、どうでもいいし、忘れたい。
- ・自分の思いを先生が代わりに伝えることはやらなくていい。表情や言い方で間違った伝わり方をする可能性がある。やるなら実際に会ってだけで、それもやらなくていい。
- ・1年次担任の先生は、ワクチン接種による体調不良や頭痛の状況をクラスに伝えていない。これが全てで、伝えていたら何も起こらなかったと思う。

【令和6年8月（卒業後に、学校と区・教育担当が1年次の事案について聴取）】

- ・Bは勉強ができるが、相手の気持ちを考えていない言動がある。
- ・Bからの「寝てていいよな」という発言は、令和3年10月15日（金）の数学の授業の1週間くらい前から言われ始めていた。同日に、数学の授業時以外も、先生がいないところで言われている。
- ・数学の授業のときは、Bが黒板の方から戻ってくるときに言われた。
- ・「寝てていいよな」と言われたときには、友達として終わったと感じた。
- ・その他の生徒に嫌なことを言われたことは記憶にない。
- ・1年次担任には、クラスみんなに体調が悪くて机に伏せているということを書いてほしかった。「まだ言わなくても大丈夫」と、1年次担任に言ったと思うが、体調が良くなり、結構時間も経っていたので、担任の判断で言ってよかった。さすがに、周りから言われると思った。
- ・謝罪の会では、Bは最初からずっと泣いており、その後も謝ることはなかった。
- ・謝罪の会をやったことで、さらに嫌な気持ちになった。
- ・謝罪の会で、B母が突然入ってきて、ひざまずいて頭を下げて、謝られた。意味が分からなかった。頭を上げてくれと言ったけど、手を握られて、これからも友達でいてねと言われた。Bは謝っていないのに、本当に意味が分からなかった。
- ・謝罪の会以後、Bと話してもいいし、目も合わせていない。
- ・Bとは小学校のときに、登下校で好きなゲームの話をしながら一緒に帰っていた。お互いの家で遊んだことはない。Bが転校してきて間もない頃に、クラスに早く

慣れるように意識して話しかけていた。

2 関係生徒Bからの聴取内容

【令和3年（1年次に担任が聴取）】

- ・ Aの病状を知らなかったため、「寝てていいよな」と言ってしまった。
- ・ 1年次担任がクラスでAの病状について話したとき、まずいと思った。

- ・ 謝罪の会では、うまく言葉が出なかった。

【令和5年（3年次に生徒指導担当が聴取）】

- ・ Aの体調について、悪い状態が続いていたことを知らなかった。
- ・ 親からは、人のことを思いやった言動をするように心掛けなさいと指導され、気をつけて生活している。
- ・ 当時の出来事を繰り返さないように生活態度をしっかりとるように心掛けている。

※なお、関係生徒Bからの聞き取りについて、令和6年度に改めて調査委員会から、B保護者へ調査等への協力を依頼したが、承諾を得られなかったため、聴取を行っていない。

3 関係教職員からの聴取内容（令和5年6月及び9月に実施）

（1）1年次担任への聞き取り

ア 自身及び校内体制について

- ・ 教職経験20年以上で、本校が5校目であった。
- ・ 前任校では支援教育コーディネーターを務めていた。本校への異動1年目に、Aの1年次担任となった。
- ・ 前任校までの経験では、いじめを認知したときには、学年会や主任会で取り上げて指導や生徒のケアについて、生徒指導担当や支援教育コーディネーターも入り考えていた。本校では、担任や学年だけでの対応が基本になっており、異動当初は戸惑いを感じていた。

イ 本事案について

- ・ Aが令和3年9月からずっと机に伏せていた状態だったので、数学の教科担当から、「寝てていいよな」の発言があったという報告を聞いて、いよいよAの周りからそのような発言が出てしまったかと思った。
- ・ 令和3年10月15日（金）、BのAに対する「寝てていいよな」という発言が出た時点で、数学の担当教諭がBに指導しているので、再度担任からBへの指導は行わなかった。
- ・ いじめの問題として意識したのは、令和3年10月22日（金）にA母から、Aを休ませると連絡を受けたときである。その時点では、数学の授業

での出来事は、A母には伝えていない。

- ・A母からは、同じ小学校出身の複数の生徒から、Aが机に伏せていることを悪く言われているという訴えだったが、B以外の生徒の名前は教職員やクラスの生徒たちから出てこなかった。クラスで実施したクラス全員対象のアンケートと教育相談（令和3年10月と11月に実施）では、他の生徒間トラブルについては複数情報が出てきたが、Aに対する言動については一切出てこなかった。
- ・記憶が鮮明なうちに、Aの座席の周りの生徒にさらに聞き取りをするべきだったが、クラス内で他にもトラブルがあり、精神的に余裕がなくなっていた。学年職員には報告し共有していたが、言葉が足りなかったのか深刻には捉えてもらえなかったのかもしれない。学年職員には、もっと助けてほしいと声をあげるべきだった。学年主任は、話をよく聞いてくださり相談にのってくれた。
- ・令和3年11月17日（水）の昼食後、Bへの聞き取りと指導を行った。Bに「Aに謝ろうか」と促したら、Bは「でも、（Aの病状を）知らなかった。悪気はなかった」と言った。Bに「でも、その一言がAを傷つけてしまったんだよ」と話したが、Bは■■■■であった。
- ・令和3年11月20日（土）の謝罪の会については、準備不足であったため、Bだけを矢面にしてしまった。Aからの聞き取りは、まだ事案について話したくないと思い、下校時の昇降口での雑談に留めてしまった。謝罪の会は、AとBから丁寧に聞き取りをして指導につなげ、別日に設定するべきであった。
- ・謝罪の会の後、Bとは令和3年11月25日（木）の教育相談で面談をしている。Bは、「うまく言葉が出なかった」と言い、再度BからAへ謝罪をさせようという働きかけはしなかった。謝罪をすることだけがゴールではないと考えていた。
- ・1年生のときの対応を、この2年間ずっと悩んでいた。なぜ正しい判断をして対応ができなかったのか、もっとよい方法があったのではないかと後悔している。AやAの御家族には、これからも中学校生活のことをフラッシュバックさせてしまうかもしれないと思うと心苦しい。

（2）学年主任への聞き取り（令和5年9月に実施）

ア 1年次担任、校内体制について

- ・1年次担任は教員経験が豊かで、細やかな性格でもあったので、生徒指導や保護者対応について丁寧に対応できていると捉えていた。そのため、1年次担任からの話は聞くが、対応は同担任に任せっきりにになっていた。
- ・毎週の主任会が「校内いじめ防止対策会議」でもあり、情報共有をしていた。

しかし、事案を掘り下げて意見交換や対応の検討などはせず、当該学年だけでの対応となっていた。

- ・主任会を「校内いじめ対策ケース会議」と捉えていた。各事案に特化したケース会議は、学年内の限られた教職員で行うことが多かった。当時は、いじめを認知したら必ずケース会議を開くという認識ではなかった。

イ 本事案について

- ・令和3年10月15日（金）に、BのAに対する「寝てていいよな」という発言について、1年次担任と数学の担当教諭から一緒に報告を受けた。そのときは、いじめという感覚ではなく、学年職員に授業中よく見ておいてほしいと伝えた。
- ・いじめと認識したのは、Aが休み始めた令和3年10月22日（金）頃である。
- ・令和3年11月20日（土）に実施した謝罪の会の報告を聞いて、いじめの問題としては大きくなると感じた。
- ・謝罪の会までの準備は十分ではなく、適切な初期対応ができていなかった。
- ・学年主任として、日頃のコミュニケーションの中から、1年次担任が悩んでいるという考えに至らず、対応を同担任に任せにしてしまった。
- ・いじめという認識が弱かった。1年次担任の話だけでなく、A本人の気持ちを早く聞いてあげなければいけなかった。
- ・他にもAに「寝てていいよな」と言う生徒がいるような話があったので、B一人に責任を負わせることになってしまったと感じていた。
- ・謝罪の会の後も、Bは自分の口から謝罪ができていないが、改めてBからAへの謝罪の場の設定という話は学年内でできていなかった。
- ・Aが2年生の夏までは、Aの母親が何も言ってこなかったため、いじめの問題については収束したと思っていた。
- ・Aが2年生の夏以降、A母の訴えについて校長とともに対応していた。そのときは、Aへの学習のフォローができていないと感じていた。
- ・Aとは、3年生になり沢山話すことができた。1年生、2年生のときにもっと話ができれば状況は変わっていたかもしれない。進路をバックアップしていく。
- ・情報共有はしていたが、事案を軽視していた。これからは生徒本人と保護者の思いを丁寧に聞くこと、生徒の変化に気付いたら情報共有シートを活用してチームで対応していくことに努めたい。

（3）学年副主任への聞き取り（令和5年9月に実施）

ア 1年次担任、校内体制について

- ・学年の中で起きていることについては、情報共有はしていた。学年としては、

毎朝の打合せ、定例の学年会、部活動後の学年職員の会話で、学校としては、毎週の主任会、定例の職員会議で情報共有している。

- ・生徒間トラブルの対応について、担任に任せっきりになっていた。ケースによっては、学年主任も一緒に対応している。
- ・1年次担任がAの話を聞こうと試みていたが、Aの体調が悪いことと、Aとのコミュニケーションそのものが取りづらくなってしまった。

イ 本事案について

- ・Aがワクチンの副反応の影響で体調が悪く、机に伏せていたのは知っていた。
- ・数学の授業で、担当の先生がBに注意したことは、学年内で共有していた。
- ・いじめの認識は、令和3年10月22日（金）にA母から、Aは「寝ていいよな」とクラスで言われるが名前を言いたがらない、学校へ行きたくないと言っていると連絡があったときである。
- ・情報共有はしていたが、重く受け止めていなかった。
- ・令和3年11月20日（土）の謝罪の会は、当初B保護者がかなり深刻に受け止めていたので、うまくいくと思っていた。会の当日、B母の様子が明るく嫌な予感がした。会が進むうちに、B母の表情が [REDACTED] [REDACTED] B母を抑えるのに精一杯であった。
- ・謝罪の会の後、互いに不満が残ったかたちになり、解決に至らず長引くと感じた。
- ・謝罪の会は、保護者の対応に気持ちがいってしまい、生徒たちの気持ちを軽視してしまった。
- ・Bが気持ちある謝罪ができるように働きかけるべきであったが、Bのクラスを授業で受けもっていないこともあり、Bへの指導をおろそかにしてしまった。
- ・A母の訴えてくることは、理不尽だと思ってしまうときもあったが、いじめの対応を組織で適切に行えていないのは、そのとおりだと思う。
- ・自分が関わっている生徒が死んではいけないと、緊張感をもって担任をしている。当時はAのことを、自分のクラスの生徒のように思えておらず、教員としてのプロ意識がなかった。
- ・3年生になり、B母との面談では、B母はBの苦しみを訴えていた。学校は、B保護者から訴えられるのではと気にしていた。面談の際に、教頭先生はB母に、A母の思いをしっかりと伝えていた。
- ・これからは、生徒を第一に考える。命を預かっているという気持ちを持ち続けたい。

(4) 校長への聞き取り（令和5年9月に実施）

ア 1年次担任、校内体制について

- ・1年次担任は、前任校で支援教育コーディネーターの経験があり、本校でも生徒指導上で中心的な役割を担っていくだろうという安易な思込みもあり、1年次担任に任せっきりでAのつらい思いを適切に把握する体制が整っていなかった。
- ・本校は、教職員全体が学年を超えて、誰にでも相談できる雰囲気をもった学校である。
- ・生徒指導上の問題については、主任会で週に1回以上情報共有をしていた。
- ・生徒指導や保護者対応について、学年内で収められる内容の事案であれば学年での対応を指示していた。
- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針について、学校全体として理解が足らず、校長としてもリーダーシップを発揮して組織を動かし丁寧な対応をする体制を構築することができなかった。
- ・「校内いじめ対策ケース会議」が開かれない等、初期対応の失敗から始まり、正しい現状認識に基づいた上での適切な対応ができなかった。
- ・毎週の主任会を「いじめ防止対策会議」として情報共有するにとどまり、事案について掘り下げることではなく、事案への対応が学年や担任任せになっていた。

イ 本事案について

- ・本事案についての最初の認知は、Aが1年生の令和3年10月25日（月）に、学年職員からAの欠席理由と出席停止等扱い希望の報告を受けたときである。当時は、学年職員で対応するよう指示をした。
- ・学年職員の中でも、ベテラン職員が対応していることで問題ないと思っていた。
- ・学年職員からAの学校生活の様子の報告とBの「寝てていいよな」という言葉を聞いて、Aが本当に「死にたい」くらいつらい思いをしていることが想像できていなかった。
- ・Aが2年生になり、クラス替えを機に遅刻は多いが、登校状況が改善した。Aと2年次担任の関係が良好だったこともあり、いじめの問題は解決しているという認識だった。ただし、Aの情報共有は日常的に行っていた。
- ・Aが2年生の夏以降、A母からAや御家族が苦しい状況であることを聞いていたが、A母の思いへの共感が欠如していた。学年職員がA母への対応に苦慮している話を聞いていたので、職員を守るような受け応えをしてしまった。学年職員をかばってしまい、「ブラックで手が回らない」等の守りの発言が節々に出ってしまった。

- ・校長として、学年主任の動きを注視し必要があれば指示を出すべきであった。生徒指導担当や支援教育コーディネーターが各学年に関わっていくシステムを構築していくべきであった。
- ・大切な生徒一人ひとりに寄り添った対応をしないといけないと教職員に話していたのにもかかわらず、現実には生徒理解・生徒指導、支援体制、危機管理のシステム、情報共有の在り方等様々な対応の不備により、組織として温かな支援や対応が実行できなかった等の反省点が挙げられる。
- ・校長の組織マネジメント力不足により、いじめ未然防止の学校体制を構築できないでいたため、Aの気持ちに寄り添った適切な支援と対応が迅速にできなかった。更には、Aの御家族の皆様に多大な心労をお掛けしたことについては、深く反省し心からお詫びするところである。
- ・Aが3年生になり、登校できていて嬉しい。別室での個別学習ではあるが、近いうちに教室に入れるようになるとよい。このような状況になっているのは、学校対応に問題があり、申し訳なく思っている。Aの心の痛みや苦しみを早く受け止めて、適切に対応していれば、楽しい学校生活が送れたに違いない。卒業まで、精一杯学校ができる対応をしていく。
- ・Aが3年生の9月から、Aが登校したときの状況に合わせて、個別に対応できるよう時間割を作成し、学習支援をするために人材と教材を準備した。また、学習支援だけでなく心のケアも含めて対応できるように全職員に周知した。

4 関係者の主張（聞き取り内容及び学校側の記録を踏まえ時系列でまとめたもの）

下線はA側の主張、「●」はB側の主張、「・」は学校側の認識・対応、網掛けは教育委員会との対応等である。

年月日	主な概要
令和3年（1年次） 9月～	・ Aは、9月4日（土）にコロナワクチン1回目を接種した。 ・ 同月25日（土）に同ワクチン2回目を接種した。 ・ Aは、9月下旬頃から同ワクチンの副反応で頭痛がひどくなり、欠席や遅刻が増えてきた。Aは登校しても、授業中に机に伏せてしまう状態が多かった。
10月 4日（月）	・ Aは、頭痛外来を受診し偏頭痛と診断された。問診では、うつ傾向の回答が多く出た。
10月 7日（木）	・ A、A母、担任で前期末面談を実施した。担任は、「Aの安全確保のため、Aの座席を一番前の席にしてみてもどうか」と提案した。AとA母は、担任の提案を承諾した。

10月12日（火）	・担任はAに、「体調不良であることを、クラスみんなに伝えるのはどうか」と提案するが、Aは「大丈夫」と返答した。
10月15日（金）	・Aは、数学の授業中に机に伏せていたところ、Bから「寝ていいよな」と言われた。そのことによって、嫌な気持ちになったと同時に「友達として終わったな」と思った。また、数学の授業中以外の場面で、先生がいないときにBから同じことを言われた。 ・数学の担当教諭は、Bが黒板に解答を書き終えて座席に戻る際に、BがAに発した言葉がクラス全体にも聞こえており、同じような発言が他の生徒からもAに対して出てしまうことを懸念し、その場で全体に聞こえる声でBに「そういったことは言ってはいけない」と指導した。その後、数学の担当教諭は学年主任と担任に、Bの発言とその指導について報告した。 ・学年主任は学年職員に、Aの様子を注視してほしいと指示を出した。
10月18日（月）	・Aは1時間目の学活の授業で黒板係になったが、級友（誰かは不明）から「いつも寝ている状態で黒板係ができるのか」と言われ嫌な気持ちになり、担任に「黒板係を辞めたい」と相談した。 ・Aは、学活終了後の2・3時間目に涙ぐんでいた。 ・担任はAに、「黒板係を辞めずに、体調がいいときにやればいい。私が代わりに謝るから」と言った。担任は心当たりのある生徒数名に聞き取りをしたが、誰がAに言ったのかを突き止めることはできなかった。 ・Aは給食を食べられず、部活動の顧問には心が不安定ということ伝え、放課後の活動を休んだ。Aはこの頃から、給食をほとんど食べられず痩せていった。 ・放課後、担任はA母に架電し、Aの1日の様子を報告した。さらに、Aの体調についてクラスへの伝え方を相談した。その結果、翌日の朝にAが現在体調不良であることを担任からクラスへ伝えることにした。 ※ この件に関しては、出来事としては起きていたものの、その後のクラス生徒との面談等で調査をしたが、発言した生徒を特定することはできなかった。
10月19日（火）	・担任はクラス全体に、「Aは体調不良であること」と「Aのことを周囲がフォローしてほしいこと」を伝えた。

	・当時、中学生のコロナワクチン接種に関してはセンシティブな扱いであったため、担任はAの体調不良がコロナワクチン接種による副反応であることは伝えないよう配慮した。
10月20日（水）	<u>朝登校時に、AはA母に「生きていくのに疲れた」と話した。A母はAを学校まで連れていき、見送った。</u>
10月22日（金）	<u>A母は電話で担任に、同じ小学校出身の子たちも「寝てていいよな」「ずる休みしている」と言うようになったが、Aは名前を言いたがらないと伝えた。また、Aは「学校へ行きたくない、生きていくのに疲れた」と言っているとも伝えた。担任はA母に「これはいじめですね。Aの状態についてクラスにもっと早く伝えればよかった」と話した。</u> ・朝、A母からミマモルメでAの欠席連絡があり、そこには、Aは頭痛と吐き気もあり、精神面が不安定（泣いている）のため、授業を受けられるような状態ではないので休ませるという理由が書かれていた。 ・担任からA母へ架電。担任はA母から、同じ小学校出身の数名からAに対し「寝てていいよな」という発言があるが、Aは誰が発言しているかを言いたがらないという話を聞いた。
10月25日（月）	<u>A母は学校側に、Aをしばらく休ませる旨の連絡をした際に、Aの欠席理由がコロナワクチン起因の体調不良であることに對して、いじめという人的被害を避けるために欠席しているのだから出席停止等扱いにしてほしいと訴えた。併せて、コロナ感染への不安により登校していない生徒と同様に、いじめ環境への不安があるため、Aのオンライン授業を要望した。</u> ・担任と学年主任は校長に、Aがコロナワクチンの副反応による体調不良で欠席した日を出席停止等扱いにできないか相談した。Aに対し、クラスで心無い発言があったことも報告した。夕方、A母から担任に入電。A母は「コロナワクチンの副反応による頭痛であることを生徒に説明してほしい」と要望したが担任は「1年生はワクチン接種がとてもデリケートな問題なので、それはできない」と伝えた。
10月26日（火）	・担任は、校長に確認し、Aの欠席を出席停止等扱いとした。
11月 2日（火）	・Aは頭痛外来を受診。その後、心療内科（心のクリニック）も受診した。 ・心療内科の受診時に、Aは医者に、クラスで「授業中に寝てばかりでいいよな」と言われるのが嫌だと話した。

	・Aは、うつ係数が高く、偏頭痛に対して抗うつ薬が処方された。A母は担任に、Aがうつ状態と診断されたことを伝えた。
11月 4日 (木)	・A母から担任に電話があり、「心療内科の医者からは、根本的な原因の解決が必要だと助言された。Aは授業中に寝たくて寝ているわけではない。Aの名前、病状、言われて嫌だったことをクラスにきちんと伝えてほしい」と依頼があった。 ・担任はA母に、11月5日(金)の道德の時間に伝える方向で組み立てを考えると返答していたが、予定を変更し4日(木)の朝学活でクラス全体に、「Aは、ワクチンの副反応による体調不良で医療機関を受診し服薬もしている。副反応が1日でもつらいのに、接種後それがずっと続いている状態である。寝たくて寝ているわけではない。寝ていることを言われて、嫌な気持ちになっていることを理解してほしい。Aの体調が悪い場合には、教員に報告してほしい」と伝えた。その際、気まずそうな表情をしている生徒が数人いた。
11月10日 (水)	・Aは登校を再開し、1時間目のみ授業に参加した。 <u>Aは朝から、動悸^き、呼吸苦、頭痛や嘔気^{おうき}を伴い、やっとの思いで登校した。その後の登校においても、Aは学校に近づき校舎を見るだけで動悸と嘔咽^{おうえん}の症状があった。</u>
11月17日 (水)	・A母が別件で来校した際、担任に「Aに聞いても悪口を言っている生徒の名前を教えてくれない。根本的な解決に至っていない。学校側は生徒にコロナワクチンについて理解させる取組が不足している。ワクチンの副反応について正しい知識を教育する機会はないのか。犯人探しをしたいわけではない。加害生徒の保護者はどのように考えているのか。逆の立場だったらどうなのか。普通の中学校生活を送らせたい。本人は希望していないが、このままでは何も始まらない」と話した。担任はA母に「嫌なことを言われた日から約1ヶ月が経過してしまっているが、できる限りの対応を行う」と回答した。 ・担任は、思い当たる発言は10月15日(金)に数学の担当教諭から報告を受けていたBの発言だと考え、昼食後、担任はBへの聞き取りと指導を行った。放課後、B母に、Bに指導を行ったことを報告したところ、B母は直接AとA母に謝罪をしたいと要望した。 ・担任はB保護者への報告の際に、Aに嫌なことを言った生徒は複数いると思われるが、Bはそのうちの一人であると話し

	いても、Bは「XXXXXXXXXX」と話している。担任はA母に、他の生徒の発言は特定できなかったことを令和4年3月に報告しているが、B保護者には報告していない。
11月21日（日）	AはA母に、「昨日の夕方、どう死のうかと思った」と話した。
11月22日（月）	・A母から担任に入電。A母は担任に、「Aは学校に行きたくない、学校には自分の味方がいない。死にたいと言っている。今日は一日中学校からの連絡を受けられるように携帯電話を身につけながらのようにしている。もう一度、B母と話がしたい」と話し、B母との面談を要望した。 ・A母は担任に、「20日（土）にAとA母を先に帰したのは、BとB母の要望を聞くためだったのか」と訊ね、担任は「別々に帰ってもらうため、その後すぐに帰りました」と返答した。 ・学年主任からA母に架電。学年主任は、担任から話を聞きAのことが心配であると話した。A母は学年主任に、謝罪の会の経過説明をしてほしいと伝えた。 ・夕方、A母が来校し、学年主任と生徒指導担当が対応した。A母は学年主任に、謝罪の会でのB母の言動がBの代弁になっておらず、結果Aの状態を悪くしていることをB母に伝えたいと要望した。 ・学年主任はA母に、担任と相談しB母と話す機会を設けると約束した。また、25日（木）18時から、担任との面談の来校依頼をした。
11月25日（木）	・教育相談の中で、Bは担任に「（謝罪の場面で）うまく言葉が出なかった」と話し、担任は「謝罪だけがゴールではない」とBに伝えた。 ・A母が来校し、学年主任、担任と面談。A母は、「20日（土）の面談は公平ではない。B母は、AとBの話し合いの場にBの代弁と言って参加したが、自分は参加できなかった。誰がAの代弁をしてくれたのか。私たちが帰宅した後に、学校側はB両親と面談をしていることも公平ではない」と学校側に訴えた。A母は、再度B母との面談を学校側に要望した。 ・担任はA母に、「B母には20日（土）にお願いをして来ていただいているので、また来てもらうのは申し訳ない。たまたま一人分かっただけで、他の子の声もあった」と話した。

	・ A母の、Aが欠席することで学習進度が遅れる不安に対し、担任は「家庭教師的に自宅に行きます」、学年主任は「(Aにとって)他の生徒がいる時間帯が嫌であれば、17時以降に学校に来れば私が教えます。一番いいのは、普通に授業を受けてもらうことです」と話した。
11月26日(金)	・ 学年主任からB母に架電。A母の再面談の要望を伝えると、B母は当初「[REDACTED]」と、学年主任の要望を断った。 ・ 学年主任はA母に架電し、再度の面談はできそうもないことを伝え、担任はA母に、B母から聞いた言葉（[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]）をそのまま伝えた。 ・ A母は学年主任と担任に、B母との面談の必要性を強く訴えた。その後、学年主任はB保護者に再度依頼し、翌日午後に面談を設定することができた。
11月27日(土)	・ A母、B両親、学年主任及び担任で面談。A母はB両親に、20日(土)の謝罪の場で、B母が生徒たちだけの部屋に入り、Bの代弁と言ってAに一方的に謝罪をしたことで、Aは自分の気持ちを分かってくれていない、自分には味方がいないと感じて思い詰めてしまっていることなど、Aの現在の状況を説明した。 ・ 面談の中で、A母が面談の参加者の発言をノートに書いていたところ、B母がA母に「[REDACTED]」と訊ね、A母は「メモは思考整理をするためにまとめている。訴えるつもりはない。B保護者とのやりとりは今回で終わりにするつもりでいる」と返答した。 ・ B両親との面談後、A母は学校側に、A母が持参した「いじめ防止基本方針」を用いて、校内でどのくらい情報共有しているのか、担任だけの対応では限界であり、誰が担任をフォローするのかと訴えた。 ・ 学校側はA母に、「今回の件はいじめである」と伝え、Aのいじめ事案の対応については学校と学年内で情報共有している

	と話した。 ・A母は学年主任に、「対応に困っている教員のフォロー体制はないのか」と訊ね、学年主任は「あくまでも窓口は担任なので」と返答した。
12月17日（金）	・A母から担任にミマモルメで、いじめ防止基本方針に則った学校対応はどうなっているのか、進捗状況を知りたいとの連絡があった。担任は、学年内で共有した。
12月18日（土）	・A母が来校し、学年主任、担任と面談。A母は、いじめ防止基本方針を持参し、該当する箇所印をつけ、学校側に同方針に沿って対応するよう求めた。学年主任はA母に、校内いじめ防止対策会議において、Aの状況について校内で共有していることを報告し、Aへの学校生活での配慮事項を説明した。
3月14日（月）	・学校側はA母に、Aが2年生になる前に面談をしたいと連絡した。A母が来校し、学年主任、担任と面談。担任はA母に、Aの自然教室と普段の学校生活の様子を伝えた。A母は、Aの学習面が心配であると話した。 ・担任はA母に、クラス生徒との面談の中で聞き取りを行ったが、Aに対して否定的な発言をした生徒を特定することはできなかったことを報告した。A母は調査継続を依頼した。
令和4年（2年次）	・4月当初、2年次担任はクラス全体に、Aへの配慮事項を説明した。 ・Aは、2年生になり登校日数は増えてきたが、朝起きると頭痛や体調不良になることが多く、6月頃から欠席が増えてきた。
8月19日（金）	A母から教育相談室に入電。相談内容は、Aの1年次の学校対応に関するものであった。教育相談室はA母に、校長に相談するとよいと提案した。 ・校長からA母に架電。夕方、A母から折り返し校長に入電。A母は仕事だったため、校長は後日電話をかけ直すことにした。
8月25日（木）	・校長からA母に架電。校長はA母に、Aの事案について時系列の説明を求めた。A母は校長に、Aの状況が変わらないのは1年次の学年主任と担任の対応に問題があると訴えた。校長は、翌週にA母との面談の約束をした。
8月30日（火）	・教育相談の中で、Bから2年次担任に相談。相談内容は、 というものであった。

	謝罪の会のときに、1年次担任から相談を受けて、B母の勢いに負けて（生徒たちの部屋に）入室させてしまった」と言い謝罪した。 ・A母は校長に、関係生徒への適切な指導、対応マニュアルの作成を例に挙げ、再発防止、校内研修を要望した。
11月30日（水）	・A母から2年次担任に入電。学校側は教育委員会への報告やケース会議は行ったのか、BとB保護者への指導はこのままでよいのかという訴えと、Aの事案を取り上げ、職員で研修を行ってほしい、Aが欠席していた分の学習の保障はないのか、若い先生が意見を言える空間をつくってほしいと要望があった。
12月 8日（木）	・学校側は、2年生を対象にSOSの出し方・受け止め方教育を実施した。Aは欠席した。
1月12日（木）	A母から「市長への手紙」が届く。
1月16日（月）	区・教育担当は学校を訪問し、校長と当該学年職員に保護者の願いを汲み取った対応をするよう指導を行った。
2月 1日（水）	区・教育担当は学校側に、事案の対応について改善点を指摘し、検証の結果と指導内容について、A保護者へ丁寧に説明するよう指示した。
2月10日（金）	・A母、校長、学年主任、2年次担任で面談。校長はA母に、1月に区・教育担当から関係職員に事案についてのヒアリングと指導があったことを報告し、再発防止に学校全体で取り組んでいくことを伝えた。 ・校長はA母に、「区・教育担当が3回も来て職員は1時間以上聞き取りをされて大変だった。職員は膨大な量の業務があり、時間がとれない中で会議をしている。できる限りのことしかできない」と話した。 ・A母は校長に、多忙で業務が膨大だったから対応できなかったとかではなく、適正な言葉で自分たちの評価をするよう再検証を要望した。
2月17日（金）	区・教育担当が学校を訪問し、校内研修の打合せを行うとともに、当該学年職員に対し、改めて指導を行った。
2月21日（火）	・学校側は、いじめ事案について校内研修会を実施し、いじめ問題の理解と対応のリーフレット等を活用して共通理解と話し合いを行った。
3月14日（火）	・B母はBの担任に、

	と話した。 A母、A姉と、校長、教頭、学年主任、学年副主任、2年次担任、1年次担任及び区・教育担当で面談。校長は、2月21日に実施した校内研修の報告を行った。
3月16日（木）	A母から区・教育担当に入電。学校の検証が不十分であること、当時の対応がよかったのかどうかの検証結果を示してほしいと要望があった。
3月26日（日）	・学年主任からB母へ架電。学年主任は、Aの2年次担任がAから聞き取りができた話として、Aは1年生のときのことを引きずっており、現在も遅刻や欠席が続いている。Aは、Bと小学校時代仲が良かったことから、Bに裏切られたと感じショックを受けているということを、B母に伝えた。 ・B母は学年主任に、 と訊ねた。学年主任は、それが全てではないと思うが、Bの発言が原因の一つだと思うと答えた。 ・B母は学年主任に、事案以降、家庭内でBには人が傷つく言葉を言わないよう指導しているが、Aの話はしていないと話した。学年主任はB母に、Bに話す必要はなく、学校で様子を見ていくと話した。
3月29日（水）	A母、A姉、校長、教頭、学年主任、学年副主任、2年次担任、1年次担任及び区・教育担当で面談。学校側は検証結果の報告を行った。 ・A母は同報告を聞いて、Aに対する対応について、いじめ防止基本方針に沿って対応していたら、どの時期にどのような対応をすべきだったのか、答えが出ていない、考えてほしいと改めて再発防止策の提示を要望した。
3月30日（木）	A母は区・教育担当に、学校の対応のどこが駄目だったのか、そのための対策はどのようなものなのか、明確で実現可能なものを立案し提出すること、その立案する過程において、第三者的な有識者を入れてほしいと要望した。A母は、1年以上学校側に働きかけているが、学校側への指導に疲れた。BとB保護者へ伝えることも具体策を示してほしい、次につながる具体的な策が出てこない。このままだと、Bや学校の特定の教員に対して、警察に被害届を出すつもりでいる。家庭生活やAの人生が滅茶苦茶にされた気持ちを、学校側やB家にも分かってほし

	い、と話した。
令和5年（3年次）	・2年次担任が再びクラス担当となったが、年度当初から病休となった。 ・Aは、朝から登校できる日が少なく、昼食前後の登校が多くなっていた。
4月 4日（火）	A母から区・教育担当に入電。A母は、学校側が事案を振返り改善計画を立てること、B保護者への指導を計画し示すこと、第三者に評価してもらうことを要望した。
4月 6日（木）	A母から区・教育担当に入電。A母は、教育委員会だけでなく、第三者的な有識者を入れて、学校側とB保護者を指導してほしい。できないならば、警察に届けを出したいと訴えた。区・教育担当からA母に、学校に入り指導していくので警察へ届を出すのは思い留めてほしいと話した。 区・教育担当はA母に、教育委員会として、外からの支援ではなく、学校の中に入って対応をしていくこと、教育委員会の学校法律相談弁護士やスクールカウンセラーなどの専門職の指導も検討していることを伝えた。
4月13日（木）	区・教育担当からA母へ架電。学校の対応の振返り、明確で実現可能な再発防止策を立案する上で、教育委員会の学校法律相談弁護士やスクールカウンセラーなどの専門職から指摘してもらうことでよいか確認した。
4月27日（木）	区・教育担当からA母へ架電。危機管理の視点で学校の対応の課題について、仮説をたて関係教職員からアンケート調査を行っていることを伝えた。 A母から、区・教育担当との面談の要望があった。
5月 1日（月）	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。A母は区・教育担当に、これまでの経緯を説明。Aが2年次の8月から、A母は4回学校に足を運び、事案の振返りと、法律に則った対応を要求したが、十分な回答が得られない。Bの保護者へも指導してほしい、と話した。 区・教育担当はA母に、当時の謝罪の会の前に、学校側はB保護者へどのように伝えたのかなど確認が必要と伝えた。併せて、Aの心療内科への受診時に、養護教諭も同行させてほしいと依頼した。
5月 9日（火）	・養護教諭が、東京クリニックに同行受診を実施。担当医師から養護教諭に、Aの居場所を作ってあげる、話を聞いて褒めて

	あげる等の助言があった。 A母から区・教育担当に入電。AはBについて、B母が謝っただけでずるいと言っている。BとB母には、AとA母の気持ちを分かってほしい。それができるのは学校側だけだと、A母は区・教育担当に話した。
5月22日(月)	区・教育担当からA母に架電。31日(水)に、教育委員会の学校法律相談弁護士とスクールカウンセラーが入り、校内いじめ防止対策会議を行うことを伝えた。 区・教育担当はA母に、一番大切にしたいことは、Aが学習にどう向き合っていけるか、Bとのわだかまりをどう解消するか、B母にどう理解してもらうか、再発防止策をどう立てるかであり、対応が不十分であれば重大事態調査に切り替えることもできることを伝えた。
5月31日(水)	・Aの事案について校内いじめ防止対策会議を実施。区・教育担当、学校法律相談弁護士、スクールカウンセラーも会議に参加した。会議では、関係教職員のアンケート調査の分析を受けて、事案の振り返りと、いじめ再発防止策について意見交換を行った。
6月6日(火)	区・教育担当からA母に架電。再発防止策について方向性が見えてきたこと、生徒指導担当が中心となり6月中にまとめることを伝えた。
6月9日(金)	区・教育担当が学校を訪問し、1年次担任への聞き取りを実施した。
6月29日(木)	・A母、A姉、区・教育担当、校長、教頭、学年主任、学年副主任、1年次担任及び生徒指導担当で面談。学校側が作成した事案の報告書と学校いじめ対応マニュアル、情報共有シートをA母とA姉に提示し、学校いじめ対応マニュアルを学校HPに掲載すると話した。 ・A母は、何の説明もなく突然学校HPに掲載するのは違和感があるとして、学校いじめ対応マニュアルの作成経緯を学校HPと学校だよりに掲載することを提案した。 ・学校側は、作成経緯の内容次第では、個人が特定されてしまうことを懸念し、区・教育担当と内容を検討し作成経緯を学校HPに掲載することを約束した。 ・学校側はA母とA姉に、学校側がBとB母との面談で伝える内容を確認し、AとAの御家庭が現在もつらい状況であること

	も伝えると話した。 ・学校側は、教育委員会の指示によりAが登校した際に、個別で学習が進められるよう学習支援プログラムを提示した。
7月 5日（水） 10日（月） ※ 2日間かけ、 Aから聞き取りを実施	・学校側はAと面談し、1年次の事案について聞き取りを行った。 ・Aは、Bから「寝てるだけのやつは楽でいいよな」と複数回言われたと話した。同じ発言をした人は他に記憶にないが、Aが机に伏せているときに、後ろから背骨を指で押してきた生徒がいたと話した。その行為をされたのは一度きりで、特に気にしていない。 ・Aは、Bのことは信用していたので、裏切られた感じがした。Bの発言以降、学校で新しい友人を意図的につくっていない、と話した。 ・Aは学校側に、1年次に担任がワクチン接種による体調不良と頭痛の状況をクラスに伝えていれば何も起こらなかったと思う、と話した。
7月14日（金）	区・教育担当は、いじめ問題専門・調査委員会で概要を報告した。
7月19日（水）	区・教育担当が学校を訪問し、教職員向けの生徒指導研修を実施した。
7月20日（木）	・教頭、生徒指導担当、学年副主任及び1年次担任がB母と面談。教頭はB母に、A母からの依頼で、いじめ防止基本方針に沿い、いじめの再発防止策を作成したこと、再発防止策を練る中で1年次の11月20日（土）の面談の失敗により事案が解決できない大きな要因になっていること、全ては学校対応のミスによるものであることを伝えた。さらに、Aは1年次の件以降、現在まで登校できない日が多くあること、登校できても遅刻してくることが多いことなど、未だにAがつらい状況であることを伝えた。 ・B母は教頭と生徒指導担当に、「Aとの件に関しては、1年次にBとB家族の中で、Aを傷つけてしまったことに対して申し訳なかった、二度と同じことは起こさないと反省している。Bは、人に対して傷つくことは言わない、人に迷惑をかけないようにと常に意識して過ごしている。また、家庭内でこの決意に対し反するような態度が出た場合には、1年次のAのことを取上げ、再度意識を高めるように指導している」と話した。

	・生徒指導担当はB母に、Aから聞き取った現在の思いと状況をBと面談をして伝え、Aの気持ちを少しでも軽くするとともに、Bの心の成長にもつなげたいと話した。B母は生徒指導担当に、[REDACTED]と話した。
7月25日（火）	・生徒指導担当からB母に架電。B母は生徒指導担当に、[REDACTED]と伝えた。 ・学校側はB母に、今回のいじめ事案については、Bの御家庭内で終わるのではなく、学校側からBへ話すことが重要であると伝えた。B母は、[REDACTED]と話した。
7月26日（水）	・学校側からB父に架電。B父は、学校側とBとの面談が最善の策というのであれば協力すると話した。 ・学校側はB父に、Bの様子を一番近くで見ている学年職員を中心に面談後の様子を観察し、必要に応じて相談体制をとることを約束した。 ・B父は学校側に、[REDACTED]と要望した。B父としては、[REDACTED]を感じていた。
7月27日（木）	・B母から学校側に入電。B母は生徒指導担当に、[REDACTED]と話した。 ・学校側はB母に、面談は細心の注意を払って行うとともに、Bが御家庭でB両親に報告しやすいように努めると話した。
7月30日（日）	・学校側がBと面談。Aが1年次の件以降、登校できない日が多くあること、登校できても途中から登校し途中で帰宅しており、通常どおりの学校生活を送れていないなど苦しくてつらい状況であることを伝えた。 ・Bは学校側に、「Aが、そのような状態であることを知らなかった。親から、人のことを思いやった言動をするように心掛けなさいと指導され、気をつけて生活しているつもりです。あの1年のときのことを繰り返さないように生活態度をしっかりするように心掛けています」と話した。 ・学校側はBに、当時の学校の対応が適切ではなかったことから「あなたは悪くないよ」と謝り、今後も相手のことを思いやった行動や言葉を身につけ、ぜひ続けて意識してほしいと伝え

	た。
8月 3日(木)	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当はA母に、報告書と学校いじめ対応マニュアルの修正版(令和5年7月1日付け)、学校HPと学校だよりへの掲載文を手渡した。A母から区・教育担当に、学校側とB、B母の面談の報告を直接学校側から聞きたいと要望があった。
8月 7日(月)	A母から区・教育担当に連絡があり、報告書の再修正依頼があった。A母は区・教育担当に、修正した報告書を、学校側との面談の際に受け取りたいと依頼した。
8月 8日(火)	A母が区役所に来所。区・教育担当はA母から、学校作成の報告書の修正を依頼された。
8月23日(水)	・A母が学校に来校し、教頭と生徒指導担当と面談。教頭はA母に、BとB母への対応についての報告を行った。
8月25日(金)	A母から区・教育担当に、教頭からB母との面談報告を聞いたが、核心に触れておらず未消化のままであると訴えがあった。
8月28日(月)	・学校側は、本事案を受けて作成された新しい学校いじめ対応マニュアルの作成経緯を掲載した学校だよりを全家庭に配布した。
8月30日(水)	A母から区・教育担当に入電。学校側がB母へ行うべき指導ができていない。本事案を受けて作成された新しいマニュアルどおりに対応するとともに、学年主任、副主任、1年次担任はAに謝罪をすべきだと訴えた。
9月 4日(月)	・学校側は、教育委員会の指示によりAの学習支援をするために、個別学習プログラムを開始した。学習の補習をしながら、支援する関係教職員がAの精神的ケアにも努めた。
9月 6日(水)	校長、学年主任、副主任及び1年次担任が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当は4人に、事案についての聞き取りと指導を行った。
9月21日(木)	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当からA母に、校長、学年主任、副主任及び1年次担任への指導の報告を行った。 A母は区・教育担当に、学校側からのB、B母への指導・助言は十分ではないと指摘した。学校側がB母への指導ができないならば、重大事態調査にしてほしいと話した。 区・教育担当は、重大事態調査によって、B母への指導は行われないことを説明。区・教育担当はA母に、教育委員会が直接

	B母と面談し助言ができるかどうかを検討していくと伝えた。
10月 4日(水)	・B母、校長、教頭、生徒指導担当が面談。校長はB母に、区・教育担当から事案について、区・教育担当とB母が対話する機会を設けてほしいという要望があったことを伝えた。
10月18日(水)	A母から、2回目の「市長への手紙」が届く。
11月 6日(月)	A母から区・教育担当に入電。区・教育担当はA母に、教育委員会がB保護者と面談をする準備はできているが、B母が拒否をしている状況を伝えた。
11月10日(金)	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当は、B母へA母の思いを伝えるために手紙を書くことや、警察に相談してみるのはいかがでしょうか提案した。
12月13日(水)	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当はA母に、いじめ報告書に追記分を加えたものを手渡した。 A母は区・教育担当に、いじめ報告書の内容について学校側に聞きたいこと、話したいことがあるので面談をしたいと要望した。
1月 8日(月)	A母が区役所に来所し、報告書の内容について208問の質問事項を持参した。 区・教育担当はその質問事項を預かり、学校側に渡し回答を依頼すると、A母に伝えた。
1月29日(月)	A母から区・教育担当に、208問の質問に対する回答の機会を早期に設定してほしいと依頼があった。 区・教育担当は、学校側とA母の面談を行えるよう日程調整を行った。
2月 5日(月)	A母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。A母は区・教育担当に、学校側の事案の振返りが弱いという指摘と、本件で改めて作成した学校のいじめ対応マニュアルをAの事案に当てはめて対応し直してほしいと要望した。 区・教育担当はA母に、新たに作成したマニュアルは再発防止として作成したことを説明し、学校側がB保護者にこれ以上指導はできないこと、これまでの学校対応が十分でないとするれば、重大事態調査にすることも検討すると伝えた。
3月 6日(水)	・学年主任はBに、学校側の対応が悪かったため、AとBの双方に嫌な思いをさせてしまったことを謝罪した。その際、Bは当時のことは申し訳ない気持ちであると話した。
3月 8日(金)	・A母、A姉、区・教育担当、校長、教頭、学年主任、副主任、

	1 年次担任及び生徒指導担当で面談。A 母からの 2 0 8 間の質問については、教職員が口頭で回答した。A 母から、回答内容が深く追求したものになっていないと指摘を受けながらだったため、設定された時間の中では 1 0 問ほどの回答で終わった。
3 月 1 1 日（月）	A 母から区・教育担当に、2 0 8 間の回答を考察として報告書に入れ、重大事態調査にして公表してほしいと要望があった。 区・教育担当から A 母に、重大事態調査をするために、A と相談して A の承諾を得ることを依頼した。
3 月 1 2 日（火）	A 母から区・教育担当に、重大事態調査に入ることにについて A の承諾を得たという連絡があった。
3 月 1 5 日（金）	・ A 母、A 姉、区・教育担当、校長、教頭、学年主任、副主任、1 年次担任及び生徒指導担当で面談。教職員は A 母と A 姉に、2 0 8 間の回答の続きを行った。時間の中で回答全てが終わらなかったため、学校側は回答を文書で作成し A 母に提示することにした。
3 月 2 8 日（木）	A 母が区役所に来所し、区・教育担当と面談。区・教育担当は A 母に、いじめの事実内容と調査方法について確認
令和 6 年（高 1） 4 月 1 9 日（金）	指導課と区・教育担当から、重大事態調査の調査主体等について、学校法律相談弁護士に相談
4 月 2 5 日（木）	指導課と区・教育担当から、いじめ事案の経過報告と重大事態調査の進め方について、川崎市いじめ問題専門・調査委員会に相談
4 月 3 0 日（火）	・ 学校側が A 母と A 姉に、2 0 8 間の質問の回答を文書で提示し説明する面談を実施。全回答の理由や原因の説明全てを終えることはできなかった。以降、重大事態調査に入るため、A 母への対応は区・教育担当が窓口となった。 ・ A 母からの質問に回答する中で、校長は A 母に「今までいじめの対応を含めて、学年だけでなんとなくやれてきてしまった」と話した。
5 月 7 日（火）	区・教育担当が A 母に、いじめの事実内容と重大事態調査の進め方について事前に確認
5 月 2 9 日（水）	指導課と区・教育担当から「いじめ重大事態調査」について A 母に説明
6 月 1 3 日（木）	指導課と区・教育担当から「いじめ重大事態調査」について A 母に説明

(金)の数学の授業において、体調が悪く机に伏せていたAは、Bから「寝てていいよな」と言われた。Aからの聴取内容から、Aが嫌な気持ちになり、その際、AはBを友達として信頼していたのに裏切られたと感じ、心身の苦痛を感じていたと推察されることから、当該事項をいじめとして評価した。

その結果、Aは「学校へ行きたくない」と思うようになり、登校できない状況となった。

3 いじめ重大事態の該当性

(1) いじめの重大事態の定義

法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は、同項一号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(以下、「一号重大事態」という。)」及び同項二号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(以下、「二号重大事態」という。)」と定義されている。

(2) いじめ重大事態の認定

本調査委員会は、2(2)で認定したいじめ事案を、法が定義するいじめの重大事態にあたるか検討を行った。

Aは上記のいじめが原因により、「学校へ行きたくない」と言うようになり、登校できない状況となった。その結果、欠席日数は30日を超え、法28条第1項二号に規定される「相当の期間」に該当する。よって、本事案はいじめによる二号重大事態に該当する重大事態である。

また、事案発生後の学校対応の不備により、Aが「生きていくのがつらい」等の言葉を発し、心療内科において、うつ状態や適応障害と診断され内服治療を開始する要因の一つとなったと考えられる。

第7章 学校及び教育委員会の対応

1 学校の対応とその対応に係る考察

(1) 学校の対応

「学校いじめ防止基本方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)」に照らした本事案の取組又は対応については、次のとおりである。

ア いじめの未然防止の取組と早期発見について

(ア) 学校いじめ防止基本方針の定め

学校いじめ防止基本方針には、「いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するよう

に努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます」、「いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。『いじめは見ようとしなければ見えない』と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします」と定められている。

(イ) 本事案における学校の取組及び対応

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の取組と対応であったことが認められる。

a 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

学校組織体制・相談体制に関する取組

- (a) 教職員が、意見交換や相談を行いやすい職員室体制づくりに努めていた。
- (b) 教育相談の仕組みや相談室の環境の整備を進め、生徒が相談しやすい体制を構築していた。
- (c) 年間計画に教育相談週間を位置付け、一人ひとりの生徒と相談する時間を計画的に確保した。事前に生徒の悩みなどのアンケート調査を実施した。
- (d) 年度当初の生徒指導研修会を通して、学校いじめ防止基本方針について明確な共通理解はされていた。
- (e) 学年会や放課後等での情報交換を積極的に行っていた。学年会では、各クラスがメモを残し、学年のノートにおいて記録を保管していた。

日常生活の生徒観察・教育活動上の取組

- (a) 生徒の主体性を育てるため、話し合い活動や学校行事で生徒が企画・運営する場を設定していた。
- (b) 部活動、委員会活動など集団活動を生かしての協調性や自主性の伸長に努めた。
- (c) 生徒と教職員との信頼関係を築くため、日頃から接する機会を増やし、悩みを伝えやすい関係づくりを意識していた。
- (d) 休み時間等での細やかな観察により、授業時には表出してこない人間関係や行動を見取るように努めていた。

Aに関する対応の整理

- (a) Aが体調の悪い状況が続いていたので心配はしていた。学校は、Aの意向に沿った対応をしていた。
- (b) Aが1年次であった10月、Aの頭痛外来問診にてうつ傾向の回答

があったことに驚き、体調が戻ることにAの前向きな思考につながる一つの手がかりと考えAに接していた。

- (c) Aが1年生の10月15日(金)に、数学の担当教諭から、BのAに対する発言については担任と一緒に聞いていた。その時は、いじめという感覚ではなく、学年職員に授業中Aの周辺をよく見ておいてほしいと伝えた。
- (d) 「寝てていいよな」というような生徒の発言は、よくあることで、正直この程度ならという気持ちはあった。Aの元気がない、学校に向かない、表情が良くないと感じた頃からは、学年職員で見守る体制に入っていた。
- (e) Aは体調の変化や気持ちの変容がある生徒で、その場にいるのも大変そうな状況もあると感じていた。Aに負担が無いように気持ちを聞き対応していた。
- (f) 見た目で不調であることは明らかだったので、それを「さぼりだ」と感じることはなかったのと、無理やり何かを強制したことはなかった。授業の中で何度か声をかけ、取り組めそうなことを探りながら授業への参加を促していた。「体調がすぐれないから伏せているんだな」とあえて周囲にも分かるような対応をしていた。
- (g) 少しずつでも食事を摂り、エネルギーを補って身体の状態が復調していくことが、手がかりの一つであると考え対応していた。
- (h) Aが1年次であった令和3年10月19日(火)の朝学活でクラスに、「Aさんは、最近体調が良くないときが多くて、授業中も机を伏せていたり、給食も食べられないことがある」、「特別教室へ移動するときも、起き上がれなくて教室にAが一人だけ残ったままのことがあるかもしれない」、「もし困ったことがあったら、必ず学年の先生たちが4階にはいるはずだから、状況を伝えてほしい」と伝えた。

b 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

教職員体制・校内組織としての課題

- ・ベテラン教員が若手教員に意見を押し付ける雰囲気はないと思うが、経験が少ない若手教員が自分の考えを言いやすい雰囲気ではなかった。
- ・基本的には各学年と個別級主任を中心に生徒指導にあたっていた。ベテランから若手への指導が一方的にならないように、風通しの良い職場の雰囲気づくりに努めてきた。一方、職員間でベテランの意見の影響力は強かった。
- ・学習や人間関係でつまずいた生徒の支援体制が構築されていなかった。
- ・生徒の話への積極的な傾聴や共感を心掛けていたが、生徒の言動の背景

（友人関係、家庭、育ちの特性）を含めた一人ひとりの受容が足りなかった。

いじめの兆候把握・判断における課題

- ・ Aの1年次担任のクラスは、課題の多い生徒を何人も引き受けており学級集団としては難しいところがあると認識し、実際複数のトラブルに対応していた。
- ・ Aがずっと机に伏せている状態は、いじめ以外にも学習に対する不安など複合的な理由があるのではないかと思い対応していた。
- ・ Aが1年次であった令和3年9月からずっと机に伏せていた状態だったので、数学の担当教諭から、BがAに「寝てていいよな」の発言があった報告を聞いて、いよいよAの周りからそのような発言が出てしまったが、Aの周辺を注視しようという対応で終わってしまった。
- ・ 情報共有はしていたが、事案を軽視していた。生徒本人と保護者の思いを丁寧に聞くこと、生徒の変化に気づいたら情報共有を生かしてのチーム対応ができていなかった。
- ・ 令和3年10月15日（金）にBのAに対する「寝てていいよな」という発言が出た時点で、数学の担当教諭がBに指導していたため、再度担任からBへの指導はしなかった。
- ・ 令和3年（Aが1年次）の10月と11月に教育相談が行われているが、Aは欠席していたことで未実施となっていた。
- ・ 1年次クラスで教育相談やアンケート（令和3年10月と11月）を実施したが、他の生徒間トラブルについては複数情報が出てきたが、Aに対して他の生徒の言動については一切出てこなかったもので、調査はそれ以上行わなかった。

Aに対する支援・対応の課題

- ・ Aの1年次担任がAの話を聞こうと試みていたが、Aの体調が悪いことと、Aとのコミュニケーションそのものを取りづらくなってしまっていた。
- ・ 学年主任（Aが1年次）として、日頃のコミュニケーションの中から、担任が悩んでいるという考えに至らず、対応を同担任任せにしてしまった。
- ・ いじめがあったとされたとき、1年次担任を中心に聞き取りをしたと聞いているが、係決め（令和3年10月18日（月））においてAが涙ぐんだ場面など、もっと同担任が踏み込んでA本人の気持ちを聞くべき場面があったと感じていた。

- ・1年次担任が、いじめの問題として意識したのは、Aが1年次であった令和3年10月22日（金）にA母から、Aを休ませると連絡を受けたときであった。その時点では、数学の授業での出来事は、A母には伝えなかった。
- ・令和3年（Aが1年次）に教育相談のための調査を含め生活アンケートが複数回行われているが、Aは欠席していたことで未実施となっていた。

イ 校内いじめ防止対策会議の設置について

（ア）学校いじめ防止基本方針の定め

学校いじめ防止基本方針には、「校内いじめ防止対策会議（以下）『対策会議』という」は、いじめの防止等の中核となる組織として、公務分掌に位置づけ、『学校基本方針』に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します」と定められている。

（イ）本事案における学校の対応

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

a 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・毎週の主任会が「いじめ防止対策会議」でもあり、情報共有はしていた。
- ・学年の中で起きていることについては情報共有をしていた。学校全体としては、毎週の主任会、定例の職員会議で情報共有していた。
- ・学年主任及び学年の職員内で相談、解決方法を考え対応していた。場合によっては、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、他学年職員、スクールカウンセラーと連携していた。チームで方針や方策を決め対応していた。保護者とも連携していた。
- ・情報共有の仕方としては、主任会（いじめ防止対策会議を兼ねる）、職員会議、朝の打合せ、学年会等で共有していた。
- ・いじめ防止対策会議は週に1回開かれており、その場で学年から対応の状況は聞いていた。支援を行う上で協力することは確認していた。直接の指導は、学年職員で実施していたが、A本人とは会う機会があれば必ず声をかけ、本人の意向や健康状況、その日の対応を聞き本人の気持ちにあった対応を心掛けるようにしていた。

b 川崎市いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・事案を掘り下げて意見交換や対応の検討などはせず、学年の対応となっていた。
- ・毎週の主任会を「いじめ防止対策会議」として情報共有するにとどまり、事案について掘り下げることはなく、対応が学年や担任任せになっていた。

た。

- ・検証を振り返ると、初期の対応に課題がある。初期の段階でつまずき、いじめで苦しむ子どもや保護者が出ないように、いじめ対応マニュアルは必要である。いじめ防止対策会議が機能していない対応であった。
- ・Aが1年次には、校内での支援教育コーディネーターの役割については模索中であった。
- ・Aが2年次に、A母からの要望で事案を振り返った際に、改めて初期対応での見通しの甘さがあったことは否めない。いじめられた子どもの側にしっかり立って一つひとつ丁寧に対応すべきであった。対応が、被害生徒本人の気持ちが全く反映されていない対応であった。
- ・コロナワクチンの副反応の知識が乏しかったこともあり、Aの苦しみや思いを受け止められないでいた。令和3年10月1日時点の市立学校における教育ガイドラインにおいても中学生のコロナワクチン接種に関わる指示はなく判断に迷っていた。
- ・コロナワクチンの副反応は慢性的に症状が続くことに関して、当時世間的にもあまり認知されていなかったのも、体調不良の生徒への対応に困っていた。
- ・コロナワクチンを接種したかどうか、まだ学校でオープンに話ができる時期ではなかった。副反応やその対応に関する情報が乏しかった。
- ・学校としてのコロナとの向き合い方と、世間の理解の仕方に差があったこと、特にコロナワクチン後遺症については不透明な部分が多く、理解の仕方に個人差があったことが大きかったため、適切な対応ができていなかった。

ウ いじめへの対処

(ア) 学校いじめ防止基本方針の定め

学校いじめ防止基本方針には、「いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します」と定められている。

(イ) 本事案における学校の対応

a 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・校長として、本事案についての最初の認知は、Aが1年次であった令

和3年10月25日（月）に、学年からAの欠席理由と出席停止扱い希望の報告を受けたときであった。当時は、学年で対応するよう指示をした。

- ・ いじめを認知したときに、担任や学年だけでの対応が基本になっていた。
- ・ 主任会を「校内いじめ対策ケース会議」と捉えていた。各事案に特化したケース会議は、学年内の限られた職員で行うことが多かった。いじめを認知したら必ずケース会議を開くという認識ではなかった。
- ・ 週1回の主任会が、ケース会議だと思っていた。スクールカウンセラーは曜日が合わず参加できなかった。
- ・ 1年次担任が加害者、被害者、保護者の対応にあたっていた。本来ならばチームで対応しようと考えてはいたが、結果的にベテラン教員に頼ってしまった。
- ・ 学校の「いじめ防止基本方針」に基づき対応することになっていたが、丁寧な対応ができなかった。いじめを認識するまでの時間がかかり、当初は学年職員と校長の情報共有で止まっていた。もう少し早く、色々な角度からの助言やアドバイス、指導や支援を行う「いじめ対策ケース会議」を開くべきだった。
- ・ 学校の「いじめ防止基本方針」に基づき対応することになっていた。しかし、いじめを認識したら、いじめ対策ケース会議で指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携を図る必要があったが、十分な取組が行えなかった。
- ・ 生徒間トラブルの対応について、担任に任せきりになっていた。ケースによっては、学年主任も一緒に対応していた。
- ・ 「校内いじめ対策ケース会議」が開られない等、初期対応の失敗から始まり、正しい現状認識に基づいた上での適切な対応ができなかった。
- ・ 1年次担任が前任校の実績もあり、生徒指導上で中心的な役割を担っていくだろうという安易な思い込みもあった。同担任に任せきりでAのつらい思いを適切に把握する体制が採れていなかった。
- ・ Aが1年次、経験豊富な教職員が多くいる学年だったため、学年や担任での対応にしてしまい、いじめ対策ケース会議での対応がなかった。
- ・ 校長として、学年主任の動きを注視しながら、必要な指示を出していなかった。生徒指導担当や支援教育コーディネーターが各学年に関わっていくシステムを構築していなかった。
- ・ Aの1年次担任は、前任の中学校で支援教育コーディネーター経験もあり、経験豊富な総括教諭との認識から対応を学年及び担任に任せてしまった。

- ・ Aの1年次担任については、ベテランだから大丈夫という先入観があった。もっと早くからクラスに入り、クラスの状況を知り、学年職員全員で見守る、指導することが必要であったのに、同担任に任せにってしまった。
- ・ Aが1年次、担任は一人の判断に任されることが多かった。

b 多方面からの情報収集による全体像の把握と指導計画の作成

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・ 令和3年10月21日(木)の昼食後、保健室にて養護教諭はAから「火曜と木曜の塾が負担だ」と聞いた。
- ・ 令和3年(1年次)10月25日(月)、A母からの「Aをしばらく休ませます」という連絡があったことを、学年主任と担任から報告を受けた。校長として、当該学年に対し学年会で情報収集・共有を行い、いじめられた生徒への支援及びいじめた生徒・関連する生徒への指導を指示した。
- ・ Aの1年次担任は、Aについて詳細な記録を残しており、Aの2年次担任や学年職員に共有も引継ぎもされていた。
- ・ 令和4年(Aが2年次)8月末に、学年主任を通じてAが「適応障害」との診断名の報告を受けた。1年次は「不安が強い」という症状のもとで対応していた。「不安が強い」という状況について、2年次担任と症状について情報共有していた。
- ・ Aが2年次の年度末に、Aは2年次担任に「1年生の時のことがフラッシュバックすることがある。」と言っていたことを聞くまでは、保健室来室時は、家庭の不満を漏らすことが多く、クラスや友人関係のことはプラスの話ばかりだったため、Aの中では(1年生のいじめのことは)落ち着いているという認識で学校側は対応していた。
- ・ 養護教諭には主任会以外でも、Aの担任から情報提供していた。同様に、養護教諭が保健室でAから聞き取った内容についても学級担任へ報告していた。
- ・ まずは、担任・学年主任に報告をして学年で情報共有をし、生徒の聞き取りなどの対応を「誰が、いつ、どのように、何を」行うか確認して、すぐに対応することになっていた。
- ・ 事情聴取をしっかりと行い、全体像を把握した後で指導していた。どのような着地点を指導のポイントにするかは、その生徒同士の関係性やトラブルの内容によって違っていた。

(b) 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・ A母からは、同じ小学校出身も含めて複数の生徒からAは嫌なことを言われているという訴えだったが、その後クラスの生徒に聞き取りをしたが、B以外の生徒の名前は出てこなかったため、いじめの調査としてはそれ以上行わなかった。
- ・ 記憶が鮮明なうちに、Aの座席の周りの生徒から聞き取りをしなかった。
- ・ 初期対応の失敗があった。保護者、校長、教職員等との相談を十分に行わなかった。生徒からの聞き取りの不十分さがあった。
- ・ 令和3年10月18日（月）3校時の数学の時間に、数学の授業者が机間巡回にて、Aから筆談形式で聞き取りをしていた。「友達に体調のことで何か言われたの」とAに尋ねたら、「違う。自分自身が嫌」という回答の報告があった。帰り学活前に、「クラスには体調が良くないことは伝えよう」と言うに留まって、A本人からの気持ちを聞き取っていない。
- ・ A母からの連絡（令和3年10月22日（金））を受けた後、1年次担任と学年主任だけの共有と対応になり、Aの欠席の背景や心理に迫る具体的な対応の方針を立てるに至らなかった。
- ・ Aが1年次であった（令和3年10月22日（金））からAの欠席が増え始めているが、その前後において、Aからの話が学校教職員は誰も聞いていなかった。Bからの聞き取りを実施したのは、Bの発言（令和3年10月15日（金））が分かってから、約1ヶ月後の11月17日（水）となっていた。
- ・ Aが1年次、BからAへの謝罪の会（A B保護者同士の面談も含む）の持ち方については、経験豊富な総括教諭との認識から対応を学年職員及び1年次担任に任せてしまった。
- ・ A本人の気持ちを聞き取り、その気持ちに寄り添ったプランを作ったかったが、なかなかAの思いが聞き出せなかった。そのような状況でも、本来なら早期に校内いじめ対策ケース会議を開き、それぞれの立場からの意見を聞き、対応すべきだった。
- ・ Aが2年生になり、1年生の頃から大きな変化はなく、いまだに厳しい状況（病状）が続いていると感じていたが、組織で適切な支援ができていなかった。

c いじめられた児童生徒への支援

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・ Aが1年次であった令和3年11月22日（月）、Aの「生きていくの

がづらい」発言を、A母から電話で聞いた。同じく、A母から「Aは、学校に自分の味方がいない」と言っている等の連絡以降、(担任として)失ってしまった信頼回復のために、できる限りA本人と一緒にいる時間をつくり、会話を心掛けた。Aが保健室に行ったときや早退時、教室に残留しているときも同席した。

- ・ Aが2年生になり、クラス替えを機に遅刻は多いが、登校状況が改善していた。Aと2年次担任の関係が良好だったこともあり、いじめの問題は解決しているという認識だった。ただし、Aの学校生活の様子について情報共有は日常的に行っていた。
- ・ 2年次担任とAの関係は良好で、同担任は、A、A母と色々な話ができていた。学習支援についても相談にのり、Aは前向きになってきていた。
- ・ Aが何かを話したそうにしているときは聞くようにしていた。Aが1年生のときのことを話す場面はなく、体調のこと、家庭のことを聞く機会が多かった。
- ・ Aが登校しても教室に行けないときは、保健室で話を聞き様子を把握した。
- ・ Aが3年生の9月から、Aが登校したときの状況に合わせて、個別に対応できるよう時間割を作成し、学習支援をするために人材と教材を準備した。学習支援だけでなく心のケアも含めて対応できるように全職員に周知した。

(b) 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・ Aが1年次、いじめという認識が弱かった。担任の話だけでなく、A本人の気持ちを早期に聞いてあげられなかった。
- ・ AとA母の思いを丁寧に聞く対応が欠けていた。
- ・ Aのことを、自分のクラスの生徒のように思っただけで対応していなかった。
- ・ 1年次担任に任せきりで、Aの辛い思いを適切に把握する体制が取れていなかった。
- ・ Aからの聞き取りは、Aがまだ事案について話したくないと思い、下校時の昇降口での雑談に留めてしまった。生徒たちの謝罪の会は、AとBから丁寧に聞き取りをして指導や支援につなげられなかった。
- ・ 謝罪の会は、保護者の対応に気持ちがいつてしまい、生徒たちの気持ちを軽視してしまった。
- ・ 学年職員からAの学校生活の様子の報告と「寝てていいよな」という言葉を聞いて、Aが本当に「死にたい」くらい辛い思いをしていることが想像できていなかったため、学年へ適切な指示が出せなかった。
- ・ Aが2年生の夏以降、A母の訴えについて学年主任は校長とともに対

応していた。そのときは、Aへの学習フォローができていないと考えていたため、いじめ問題の解決への対応はおろそかにしていた。

- ・ Aが2年次、引き続き主任会や学年会で経過の共有は逐一行われていたが、登校支援のフォローは足りていなかった。主任会で情報共有をした後、学年の枠を超え組織的に対応すべきであった。
- ・ 校長として、大切な生徒一人ひとりに寄り添った対応をしなくてはならないと教職員に話していたのにもかかわらず、現実には生徒理解・生徒指導、支援体制、危機管理のシステム、情報共有の在り方等様々な対応の不備により、組織として温かな支援や対応が実行できていなかった。
- ・ 校長の組織マネジメント力不足により、いじめ未然防止の学校体制を構築できないでいたため、Aの気持ちに寄り添った適切な支援と対応が迅速にできなかった。
- ・ 適切に対応していれば楽しい学校生活が送れたはずが、Aの心の痛みや苦しみを早期に受け止めてあげる対応ができなかった。
- ・ Aの病状の理由は複合的であると、Aが3年生になっても感じていた。一番は新型コロナワクチン接種による偏頭痛の誘発、学習面や整理整頓が苦手であること、自己肯定感が低いこと、1年以上経過してから関係生徒の名前や言動について話すことができるようになったこと等、Aの気持ちをもっと大切に、じっくりと時間をかけて対応すべきだった。また、Aが3年のときも学年職員に手を握る等のスキンシップを求めてくる様子が多く見られたが、不安な気持ちや抱えている悩みを聞き取ることができていない。
- ・ Aとは、3年生になり沢山話すことができた。1年生、2年生の時に もっと話ができていれば状況は変わっていたと思うが、当時はできていなかった。

d いじめた児童生徒への指導

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・ Aが1年次であった令和3年10月15日（金）の数学の授業時に、BがAに対し、「寝てていいよな」と発言した。数学の担当教諭はBに、「そういったことは言うてはいけない」とその場で指導した。
- ・ 令和3年11月17日（水）給食後、4階多目的ホールで1年次担任がBから聞き取りをした。「(クラスに担任から2回、Aの体調について説明したときは) まずいと思った」、「(一緒に謝ろうかという担任の提案に) でも、知らなかった」と答えた。知らなくともAが傷ついて

しまったことは事実であること、中2、中3だったらもっと（Aが学校を）休むことは大変なことであると、Bに話した。

- ・謝罪の会の持ち方は、学年主任、副主任、1年次担任の間では検討されていた。同担任が進行についての流れを作り、様々なケースを準備していた。
- ・Aが3年次であった令和5年7月30日（日）、生徒指導担当はB保護者の理解を得た後、Bとの面談を行い、Aが1年次の事案以降、通常どおりの学校生活を送れていないこと等、Aがまだ苦しくて辛い状況であることを伝えた。Bは生徒指導担当に、「Aが、そのような状態であることを知らなかった。親から、人のことを思いやった言動をするように心掛けなさいと指導され、気を付けて生活しているつもりです。あの1年のときのことを繰り返さないように生活態度をしっかりとるように心掛けています」と話した。生徒指導担当はBに、今後も相手のことを思いやった行動や言葉を身につけ、ぜひ続け意識してほしいと伝えた。

（b） 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・令和3年11月17日（水）朝、A母からの依頼があり、1年次担任はBへの聞き取りと指導を昼食後に行った。担任はBに対し、「Aに謝ろうか」と謝罪を促したところ、Bは「でも、（Aの病状を）知らなかった。悪気はなかった」と言った。Bに、「でも、その一言がAを傷つけてしまったんだよ」と話したが、Bの反応はなかった。それ以上の話はしなかった。
- ・令和3年11月20日（土）、BからAへの謝罪の場を設定したが、Bから謝罪の言葉は出なかった。その後、Bへ謝罪を促す指導は行わなかった。
- ・謝罪の会については、準備不足でありBだけ（加害者として）矢面に立たせてしまった。他にもAに「寝てていいよな」と言う生徒がいるような話があったので、B一人に責任を負わせることになってしまった。事前にAへの聞き取りや他の生徒がいなかったかどうかの確認をしなかった。
- ・1年次担任は、クラス生徒全員と面談やアンケートを通して、他に発言した生徒がいなかったかを調査したが他の生徒の名前は出てこなかった。
- ・謝罪の会の後も、Bは自分の口から謝罪ができていないが、改めてBからAへの謝罪の場の設定という話は学年内でできていなかった。
- ・謝罪の会の後、1年次担任はBと令和3年11月25日（木）の教育相談で面談をした。Bは、「うまく（謝罪の）言葉が出なかった」と話

した。再度担任からBへ謝罪をさせようという働きかけはしなかった。謝罪をすることだけがゴールではないと考え、Bにもそのように伝えた。

- ・学年副主任として、Bが気持ちある謝罪ができるように働きかけるべきであったが、Bのクラスを授業で受け持っていないこともあり、Bへの指導をおろそかにしてしまった。

e 周囲の児童生徒への指導

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・Aが1年次、A母と相談した後、令和3年10月19日（火）に担任はクラス全体に、「Aは体調不良であること」と「Aのことを周囲がフォローしてほしいこと」を伝えた。
- ・Aが1年次、A母の依頼を受けて、令和3年11月4日（木）に担任はクラス全体に、「Aは、コロナワクチンの副反応による体調不良で医療機関を受診し服薬もしている。副反応が1日でも辛いのに、接種後それがずっと続いている状態である。寝たくて寝ていないわけではない。寝ていることを言われて、嫌な気持ちになっていることを理解してほしい。Aが体調不良の場合には、教員に報告してほしい」と伝えた。「まずい」と感じた表情をしている生徒が数人いた。
- ・Aが1年次であった令和3年11月4日（木）の朝学活で、「このところ、Aがお休みしているのは、同年9月にコロナワクチン接種をして副反応が強いからである」、「数日間の副反応でさき辛い状況で、学校をお休みする生徒もいる中で、Aの場合は副反応が2ヶ月以上ずっと続いている」、「寝ていていいよなど、Aは言われたらしいけど、好きで寝ているわけではない」と、Aの状況を学級全体に伝えた。担任の説明に対し、「それ（副反応がずっと続くこと）はきつい」と反応するなど、生徒たちは真剣に聞いていた。令和3年10月15日（金）に授業者から指導済みであったBについては、表情が曇った。他にも「嫌なことを言った」とされる生徒がいないか、観察やクラス全員との面談で聞き取りをしたが確認できなかった。

(b) 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・Aの座席の周りの生徒に聞き取りができないでいた。クラス内で他にもトラブルがあり、Aの1年次担任は精神的に余裕がなくなっていた。
- ・当時、コロナワクチンを接種することがセンシティブな扱いであったこともあり、ワクチン接種の副反応の影響であることは伝えなかった。

f 保護者への対応

本事案では、アンケート調査の回答から、次のような学校の対応であったことが認められる。

(a) 学校いじめ防止基本方針に沿っていた対応

- ・令和3年11月17日(水)、1年次担任はB母に、Bへの聴取と指導を行ったことを報告した。
- ・令和3年12月18日(土)、A母は学校に、いじめ防止基本方針を持参し学校に示した。学年主任はA母に、校内いじめ防止対策会議においてAの状況を共有していることと、Aへの学校生活での配慮事項について説明した。
- ・令和4年3月14日(月)のA母との面談では、和やかに「自然教室の感想」「新年度への要望」について話をすることができたため、いじめ問題の対応について一区切りになったと感じていた。2年生になってからの新しい職員体制について未発表の時点だったため、どんな立場であろうと、A本人が復帰できるように尽力し対応するつもりでいた。
- ・Aが2年次であった夏までは、Aが学校生活を楽しんでおり、その結果Aの母親が何も言っていないのだと思い、1年次のいじめの問題については収束したという受け止めでいた。
- ・Aが3年次であった4月から区・教育担当の支援や、専門家の校内会議の参加により、いじめ事案報告書や、いじめ対応マニュアルを作成し、A母に示した。
- ・令和5年7月には、AとA家庭内が1年次から長く辛い状態であることを、B母に伝えた。面談の際、教頭は、A母と確認した内容を全てB母に伝えた。
- ・令和6年(Aが3年次)1月から4月(Aが卒業後)にかけて、A母からの(いじめ事案報告書に関して)208問の質問について、校長と関係教職員が回答する会を複数回設定し対応した。
- ・学校としては誠心誠意理解しようと努めていた。対応の仕方に不適切な部分は、あまりないように思った。むしろかなりの時間をかけて、保護者が主張していることを汲み取ろうとしていた。
- ・生徒間トラブルの解決法としては、授業中や休み時間等、何かあった場合には学年主任に報告・連絡・相談するようにしていた。チームとして、生徒指導にあたり、最後に保護者に連絡するようにしていた。

(b) 学校いじめ防止基本方針に沿わなかった対応

- ・令和3年10月15日(金)、Bの「寝てていいよな」の発言後、Aは家で「学校へ行きたくない」と強く訴えるようになった。その後、A母は何度か1年次担任に、学校での問題解決へのサインを出していた

が、その都度担任だけの対応となっていた。

- ・令和3年11月17日（水）、A母から1年次担任に「根本的な解決になっていない。加害生徒の保護者はどう思っているのか」という訴えがあり、学年主任とは情報共有するものの、その後すぐに実施したBへの聞き取りや謝罪の会の設定は同担任任せになっていた。校内いじめ対策ケース会議は開かれず、具体的な指導方針や対応策はA母とB母に事前に示されることなく、対象生徒と関係生徒の謝罪の会、保護者同士の面談当日（令和3年11月20日（土））を迎えることとなった。
- ・いじめケース会議は開かれていないことから、Aからの聴取や事案の掘り下げができておらず、B保護者には問題解決に向けての協力を依頼するような連絡とはならなかった。
- ・保護者への報告（Bへの聞き取りと指導について）は、1年次担任だけに任せてしまった。
- ・令和3年11月20日（土）の謝罪の会で、B母は、Bが悪気のない発言であったことと、他にも発言した生徒がいてBがクラスの代表で謝りにきたのだと訴えていた。担任と副主任はB保護者に、Bだけを矢面にさせてしまったことについて謝罪した。
- ・令和3年11月17日（水）、1年次担任がB保護者にBへの指導の報告をした際には、B保護者がかなり深刻に受け止めていたので、謝罪の会を設定することで無事に問題が解決すると思っていた。会が進むうちに、B母の表情が[REDACTED]になり、B母を抑えるので精一杯の対応になった。
- ・謝罪の会に参加したB、B母は、クラスの代表（当時B母は、他にもAに対し発言した生徒がいたであろうと思い、その生徒たちの代表）としてAに謝罪するつもりで来校し、学校側もAや他の生徒からの聞き取り調査をせずに、Bだけを矢面に立たせてしまっていると思いながら対応していた。
- ・Aが2年生の夏以降、A母から、Aや御家族が苦しい状況であることを聞いていたが、校長としてA母の思いへの共感力が欠如していた。学年職員がA母への対応に苦慮している話を聞いていたので、職員を守るような受け応えをしてしまった。学年職員をかばってしまい、「ブラックで手が回らない」等の守りの発言が節々に出てしまった。
- ・Aが2年次であった1月から、A母の要望に応えるために、1年次のいじめ事案についての検証や校内研修の報告を行ったが、不十分であったためA母の理解を十分には得られなかった。
- ・A母の訴えが、A本人の思いを交えたものであるとは言えない。その

ため、A母の主訴を解決に導きにくいと感じ、真摯に受け止めなかった。

エ いじめの重大事態への対処

(ア) 学校いじめ防止基本方針の定め

川崎市いじめ防止基本方針には、「いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」はいじめの重大事態に該当すると定められている。なお、この場合の「相当の期間」とは、同方針において、「不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」と定められている。

(イ) 本事案における学校の対応

本事案では、次のような学校の対応であったことが認められる。

Aが1年次であった令和3年10月15日（金）に、BのAに対する「寝てていいよな」という発言後、A母の連絡があった10月22日（金）から、Aは連続して欠席をしており、1年次の欠席が年間30日を超えている。2年次、3年次においても、Aの不登校である状態は変わらなかった。

また、校長は、「いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針について学校全体で理解が足らず、校長としてもリーダーシップを発揮して組織を動かし丁寧な対応をする体制を構築することができなかった」と話している。

(2) 学校の対応に係る考察

第7章1の(1)の事実を踏まえた学校の対応に係る問題点と、それに対する考察は次のとおりである。

ア Aの状況の深刻さと「いじめ」としての認識の遅れについて

(ア) Aが1年次であった令和3年9月にAがワクチンを接種し、同月下旬から欠席や遅刻、登校しても机に伏せることが増えてきた。同年10月12日（火）に、1年次担任はAに「クラスみんなに病状を話そうか」と尋ねたが、Aは「大丈夫」と答えたため、同担任は、クラスの生徒へAの病状の理解を求めなかった。

もし、この前後において同担任が、Aの病状が長く続いていることから、さすがに心配であるとか、どうしたのかと疑問に思う生徒も出てくるからとAを説き伏せ（あるいは説き伏せなくても）、Aの病状をクラスの生徒に説明していれば、Aへの細やかな配慮がなされた可能性があったものと考えられる。

(イ) また、令和3年10月15日（金）の時点で1年次担任は、BのAに対

する発言があったことを認識していた。これに対し同担任は、Bへはその場で数学の担当教諭が指導しているということで、その後クラス全体にはAが体調不良であることを伝えるだけに留まり、基本的にAがずっと机に伏せている状況や、Aの登校渋りはきっと「コロナワクチンの副反応による体調不良」と思えることから、Aに対するBのいじめというよりはクラスでのささいなトラブルの一つと認識していたとしている。そして、同月18日（月）の黒板係の件について、Aが泣いていたことを関連付けて考えていない。

しかし、Aの「ずっと机に伏せている」状況や「学校へ行きたくない」という心情は、BのAに対する発言もあったことから、Aの「Bから裏切られた」辛さと捉える余地があった。令和3年10月22日（金）にA母から「Aは寝てていいよなと言われ、学校に行きたくないと言っている」と連絡を受けた時点で、クラスのささいなトラブルではなく、Bの発言によりAが苦痛を感じていた（すなわちBによるAの「いじめ」）と捉え、Bを指導しAを支援すべきであったと考えられる。

- （ウ） 1年次担任が、Bの発言がAに苦痛を与えている可能性があると感じたのは、Aが1年次であった令和3年11月17日（水）にA母から心療内科の診断報告があってからとしている。

表面に見えている現象だけでなく、Aの言葉の背景を想像することが必要であった。表面に見えている「寝てていいよな」と言われたことを、大人のバイアスで「こんなことくらいで」と思う気持ちが、Aに寄り添えなかったことの一番の要因である。Aが発した「生きるのに疲れた」という言葉と、痩せていった容姿の重みを受け止める力が弱かったことが、本事案における学校の大きな反省点である。この言葉や容姿をどの教職員も重大なことであると受け止められなかったということになり、学校全体の教職員の同僚性や組織の在り方にまで及ぶ課題である。生徒のSOSをどのように拾うのか、感覚を研ぎ澄まさないといけない。

イ 学校いじめ防止基本方針への認識不足について

- （ア） 本事案において、根本的に「いじめ」としての認識がなかったことと、校長が学校いじめ基本方針の活用方法を知らなかったと言っていたことから、本学校のいじめ防止基本方針を全く気にかけることがなかった。例えば、本学校のいじめ防止基本方針4（4）⑤「保護者への対応」では「いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します」とされているところ、学校側はこれを遵守しておらず、本学校のいじめ防止基本方針の存在をも意識していなかった。

本事案では、例えば令和3年10月22日（金）の時点でA母と時間をとって話し合うことで、極めて深刻な事態であると認識し、Aが登校するのがやっとであったとはいえ、Aからの聞き取りを行い、Aの苦しみを適切に汲み取るべきであった（当時、1年次担任は踏み込んでAに聞き取りができていない）。

- （イ） また、Aの聞き取りをした結果を含めて、Aの苦痛が深刻化していることについてB保護者に協力を求めていれば、令和3年11月20日（土）のような出来事又はやりとりにはならず、Aが更なる辛い状況に追い込まれることを回避できた可能性があった。

ウ 組織的対応の欠如について

Aが1年次であった令和3年10月22日（金）に、1年次担任がA母の訴えを受けた以降も、組織的対応は欠如していたに等しく、情報の共有のみに留まっていた。

AB間の問題は、令和3年11月20日（土）の謝罪の会の前後においても、1年次担任が手に余ると認識するほどであり、A母は学年主任に「対応に困る教員のフォロー体制はないのか」と訊ねたところ、「あくまでも窓口は担任なので」という返答であった。学年主任や生徒指導担当を含め他の教員は常に情報共有だけに留まり、対応に行き詰まっている1年次担任の一助とはならなかった。

本事案については、「組織的な対応の欠如」に大きな原因があったと考えられ、なぜそのような対応になったのか、次でさらに考察する。

（ア）いじめ防止対策チームの形骸化

- a 本学校において、いじめ防止対策推進法第22条所定の組織であるいじめ防止対策委員会は、メンバーこそ決められていたものの、毎週開催していた主任会をいじめ防止対策会議としていた。校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任と支援級主任からなる主任会は、気になる生徒についての情報交換機能は存在したことは認められるが、「いじめ防止対策」としての情報共有と組織的対応を担う役割を果たしていたとは言えない。
- b さらに、生徒指導担当や支援教育コーディネーターは、1年次担任や学年主任から事案の報告を受けるだけに留まり、いじめの対応について直接介入することはなく、受動的な相談役であったと言える。本来の役割としては、いじめ対策ケース会議を主導し、事案を多面的・多角的に分析しながら対応策や役割分担、留意点等を提案するべきであった。

（イ）様々な思い込み

- a 1年次担任については学年職員だけでなく、校長も高く評価し、前任校

での支援教育コーディネーターとしての実績もあることから活躍が期待されていた。校長や学年職員は、実績のある同担任の学級で深刻な「いじめ」は起きるはずがない、Aはコロナワクチン接種の副反応から心身が思うようにならず体調不良で欠席が増えてきている、と思い込んで捉えていた。いじめとしての対応を意識する必要はないという、学年職員の思いこみは、表面上だけで捉えたことだけで判断し、Aの「生きるのに疲れた」「死にたい」という言葉や痩せていく容姿を見聞きしても、いじめ解決の対応をしなかったという結果を招いた。

- b そして、1年次担任からBの発言への指導と、その後の謝罪の会を経て、BからAへの否定的な発言がなくなったことで、少なくとも生徒たち同士の関係は自然と解決するのではと思っていた。「寝てていいよな」という言葉に関しても、時折教室の中で出てくるささいな言葉として捉え、深刻ないじめとして考えられなかった。

このように、1年次担任と学年主任は日常よくある生徒間のトラブルとして対応していたがために、深刻ないじめとして校長に報告されることはなく、結果的に本事案の対応は学年職員に一任され、学校側が組織としていじめを認知し、適切な対応をすることにはつながらなかった。

- c また、Aが2年生になってからのことだが、体調と登校状況に大きな変化はなかったものの、新しいクラスでの生活について、Aは、2年次担任や養護教諭に楽しいと話していた。一方で、Aは家庭生活でA母とのやり取り（A母はAをなんとか学校に登校させようとすることでAと口論になってしまうこと等）がストレスになっていると打ち明けるようになった。多くの学年職員は、Aの状態が家庭に起因していると思いこんでいたため、A母の訴えは過剰なものとして捉えていた。

本来ならば、A母への対応もAへの対応と同じく、その抱える苦悩や不安に寄り添うべきであり、Aの支援のためにA母との信頼関係を築けるように、学校には親身な理解と対応が必要だった。

（ウ）1年次担任の単独での対応

- a 本校への異動一年目であったが、1年次担任は体育祭等の学校行事、生徒会活動、部活動の対外活動、他の生徒間のトラブル対応等などで多忙となり、AB生徒との対応に時間を割きにくくなっていた。そのような状態でも、学校として、同担任はベテランであり実績もあるという思い込みから、同担任への支援が少なかったことも問題深刻化の要因と考えられる。

そのような状況の中で、1年次担任は、Aの体調が悪くなり机に伏せるようになってから、Aとのコミュニケーションに難しさを感じており、聴取を無理に進めることでAの登校が途絶えてしまうのではと感じていた。A自身の言葉を聞けていないことで、Aの心情を深く汲み取ることができ

ず、結果Aの心情をBやB保護者に伝える対応につながらなかった。また、急きょBからの聴取や指導のほかB保護者への対応が必要となったが、これも1年次担任単独での対応となってしまった。本来、担任が問題を一人で抱えるのではなく、組織的対応や専門家（校内で言えば、養護教諭やスクールカウンセラーなど）の対応、保護者との連携が必要であった。

- b 対応の中で例えば、1年次担任のBへの指導として「悪気はなくても傷つけてしまった。謝罪をしよう」とあるが、「なぜAがそこまで深く傷つき思いつめてしまっているのか」をあまり問われていないように思われる。Aの聴取からAの辛さを、BやB保護者、さらに校内の専門家（養護教諭やスクールカウンセラー等）とともに考えることもできた。
- c また、1年次担任は、学年内及び学校全体で問題を共有することで指導方針を検討し、教職員間でAやBの話の聞き役を決定することや、もしくは専門家（養護教諭やスクールカウンセラー等）の意見を求めることもできたはずである。さらに、1年次担任は、AB間の問題が困難と感じた令和3年11月20日（土）の謝罪の会以降も、Aの心的反応や「死にたい」と口にしていることなど重大な事態であると捉えて、校内いじめ対策ケース会議を開催するべきだった。

エ 保護者への働きかけと協力関係について

- (ア) 令和3年10月22日（金）、1年次担任はA母から「Aがクラスの複数の生徒から寝てて良いよなと言われ、学校に行きたがらない。誰が言っているか言いたがらない。生きていくのが辛いと言っている。しばらく休ませる」と連絡を受けた。1年次担任は、令和3年10月15日（金）のBの言葉については、数学担当教諭から指導の報告を受けていたが、A母の連絡を受けた直後は特にBへの聞き取り等の対応は行わなかった。

それまでのAの学校での状況とA母の連絡を踏まえれば、迅速かつ丁寧にBへの聴取と指導を行い、問題の解決への糸口が見つかる可能性はあった。

- (イ) しかしながら実際には、そこから1ヶ月近く経った令和3年11月17日（水）朝に、A母から「医者に、根本的な解決が必要だと言われた。犯人捜しをするわけではないが、加害生徒の保護者はどう思っているのか」と問われたところで慌てて、その日のうちにBへの聴取と指導、その後B保護者に報告の電話をすることとなった。

本来であれば、いじめ対応として、Bへの聞き取り前にA本人から信頼ある教職員が聞き取りを行い、Aの心の救済を優先するべきであった。

- (ウ) そして、時間に余裕のないまま令和3年11月20日（土）の謝罪の会を迎えることとなる。令和3年11月17日（水）の1年次担任からB保

護者への報告の時点では、B保護者はすぐにでもA家庭を訪問し、A及びA保護者に謝罪をしたい意向を示していた。その後A母の要望もあり、令和3年11月20日（土）に学校で謝罪の会を行うこととなったが、そこでのB母の発言の中には、「Bには悪気はなかった。Bが代表で出ただけで、一人だけではないはずだ」というような、AとA母の気持ちに十分配慮できていないような姿勢が見受けられる場面があった。また、当初保護者とは別に準備していた生徒の部屋では、BからAへの謝罪の言葉が出ずに手詰まりの状態であった。その状態を1年次担任から知らされたB母は、1年次担任に「私に言わせてください」と訴えた。そのとき同担任は、B保護者がBの謝罪を促してくれると思い、B保護者に「力を貸してください」と伝え、B保護者が生徒たちの部屋へ入室することを許可した。しかし、B保護者はBの代弁と言いながらAの前で膝をつき頭を下げ、一方的に謝罪をするような行為に出てしまった。1年次担任はB母を制止できずに離れた場所でその様子を見ていた。Aはそのとき、B母の行動が全く理解できず、部屋にいる全ての人（B、B母、1年次担任）が誰も自分の気持ちを理解してくれていない、自分には味方がいないと感じ、心理的数的に孤独な状況（いじめの4層構造に近い状況）に追い込まれるような結果となってしまった。

1年次担任からB保護者への連絡において、Aへ嫌なことを言っている生徒は他にもいる可能性があり、Bはそのうちの一人であると伝えおり、B保護者からは「Bはクラス全体の代表としてAに謝罪したい」と返答があった。このとき、BからAに、謝罪することだけが目的の会ではなく、Bの発言によってAB間に溝が生じAが辛い状況にあり、まずはこの問題を解決するためにB保護者の協力も得たいという趣旨を伝えるべきだった。また、当時のAとA家庭の深刻な状況を、1年次担任からBとB保護者へ具体的に伝えることで、Bの謝罪に臨む気持ちづくりの一助となったはずである。

B及びB保護者側の弁明（「知らなかったから」「他にも言っていた生徒たちがいたはずだ」）を直ちに事実として扱うべきではなく、さらにそうした自己弁明があることで、適切な指導や助言がなされず揺らいでいるかのような対応や発言は回避すべきであったし、A及びA保護者との面談等では特に注意が必要だった。さらに、内容によっては弁明自体をBへの指導やB保護者への助言の対象として、Aの心を深く傷つけてしまった事実に向き合わせる働きかけを、B及びB保護者にする必要があった。

- (エ) その後、AB間の問題でB保護者に報告がなされたのは、Aが2年次であった令和5年の3月末のことであった。学校側はAB間の問題はずっと以前に解決されていただろうと思っていた2年次の年度末に、Aの2年次

担任との面談の中で、Aは仲が良かったのに裏切られたというショックを忘れられないと告白したのである。そこで学年主任はB母に、Aは1年次のことでショックを引きずっており、欠席や遅刻が多い状況も変わっていないことを伝えたところ、B母は「小6の頃、仲が良かった時期はあったが、ずっと一緒にいたわけではない。Aが登校できないのは、Bが原因なのか」と学年主任に訊ねた。「それが全てではないが、原因の一つだと思う」と、学年主任が答えると、B母は「あのときは、Aの気持ちを分かってあげられなくて、申し訳なかった。あれ以来、家ではBに人に迷惑をかけない、傷つくことを言わないと話している。その後特に何も起きていないのと、Bはかなり気にしていたので、一切Aの話を家庭ではしていない」と話した。学年主任は「特にBに話す必要はありません。引き続き学校では様子を見ていきます」と、B母に話した。

この時点でも、A・B間の問題にさらに踏み込んで解決しようという対応にはつながらなかった。B保護者側からBへの配慮を要望されたことが、学校の対応としてA・B間の問題解決に踏み込まなかったことの弁明にはならない。Aの苦しみを伝えるA母のことを理不尽だと思い、Bの苦しみを伝えるB母からは訴えられるのではないかと気にしていた事実から、いじめを受けた側といじめを行った側を逆転認識して対応していた状態とも言える。いじめによって精神的苦痛を負った生徒を救済していくための支援のスタートラインは、学校と保護者がお互いを理解し補い合うような真の協力者となることである。事実を確認し、情報共有と共通理解を深めていく行動が必要であった。

オ 新型コロナワクチンの副反応への理解不足について

- (ア) 1年次担任は、Aの夏休み前と、夏休み明けのコロナワクチン接種後の様子とは、別人のようであると把握していた。当初1年次担任は、友人関係の変化などから机にふさぎ込んでいるのかと心配さえしていたが、Aから聴取できたことは症状の辛さであった。

この時点において、学校の教職員集団がコロナワクチン副反応への理解に必要性を感じていれば、その後の生徒たちへの指導にもつながったはずである。結果、Bの「寝てていいよな」発言以降も、Aは体調不良であるのみで机に伏せていることをクラスの生徒全体に伝えるだけに留まり、どれだけワクチンの副反応によりAが苦しんでいるのか共感を得るには至っていない。体調の悪い生徒に対し、周囲の生徒に理解と配慮を促すこと自体は誤りではない。しかし、本事案においては、Aが長い期間ずっと机に伏せている状態に対して、前述のような学校の対応は、客観的にみても妥当ではなかった。仮にクラスの中でAに対し問題のある言動があったと

して、Aは体調不良であるから机に伏せていると、全体指導をしても的外れな指導となり効果は得られない可能性が高い。Aが一番前の席でずっと机に伏せていることに対し、クラスの中でAは本当に体調が悪いだけなのかと疑問が生じることで、Aの気持ちを傷つける結果となる可能性もあった。今回のクラス全体指導については、Aとコミュニケーションをとり、必要に応じてA保護者の協力を得ながら、どのようにクラスに伝えれば、長く机に伏せていることへの理解が得られるのか、学校生活での援助を得られるかを一緒に考えることで、クラスの中で誤解の生まれない指導につながったと思われる。

- (イ) クラスの生徒たちにAの病状（コロナワクチンの副反応で非常に辛いもの）を本当に伝えてよいのかどうか、1年次担任独自で判断を迫られるようなことは避けるべきであり、同担任のみが意識するのではなく、学校全体の課題として捉え対応に当たるべきだった。

Bのみならず周囲の生徒への聞き取りや指導、AやA保護者への対応と同様に、コロナワクチン副反応についての理解において、学校における組織的対応や専門家（養護教諭や医療関係者）との連携を図ることで、判断に客観性を確保し不適切な対応や指導を回避することが期待できたはずである。

2 教育委員会の対応とその対応に係る考察

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に照らしてまとめた結果は、次のとおりである。

(1) 教育委員会事務局と学校との情報共有・連携不足について

ア いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの定め

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、「学校の設置者は、その設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う必要がある」と定められている。

イ 教育委員会の対応と考察

令和3年（Aが1年次）に本事案が発生し、Aが不登校の状況になっていった。事案発生後の翌年、令和4年8月（Aが2年次）に、A母から教育委員会の教育相談室に最初の相談があるまで、教育委員会は本事案のいじめを把握していなかった。

教育相談室はA母に、まずは学校の校長に相談するようにと提案した。その後、令和5年1月に、A母が「市長への手紙」で本事案の学校対応について訴えた後、区・教育担当が学校に聞き取りと指導に入るようになった。教育相談室に最初の相談があってから、区・教育担当の指導が行われるまでの間、教育

委員会による対応状況の把握は不十分であったと言える。

学校の設置者である教育委員会は、平時からの備えとして、学校が認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う必要があった。その中で、重大な事態が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して適切な指導・助言を行うべきであり、教育委員会と学校との情報共有や連携が不足していたものと考えられる。

(2) 重大事態調査への移行について

ア いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの定め

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、「児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む）は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」と定められている。

イ 教育委員会の対応と考察

教育委員会は、令和6年3月12日（火）にA母の正式な申立てを受け、初めて重大事態調査に向け対応した。

しかし、令和5年3月30日（木）にA母は、学校対応の検証と実効的な再発防止策を立案する過程に第三者的な有識者を入れてほしいと要望しているが、教育委員会と学校は、A保護者の一定の理解を得たとはいえ、重大事態調査に拠らずに、独自のいじめ調査と報告書作成を提案し対応を続けていた。

その後、その対応が十分ではないことをA母から指摘され、重大事態調査の申立てを受けることとなるが、調査への移行の判断に遅れがあったものと考えられる。

なお、重大事態調査とは、重大事態発生の疑いがあれば、（その調査主体はともあれ）保護者の申立てを待つまでもなく実施すべきものである。

(3) 生徒Aの学校復帰について

ア いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの定め

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、「学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。こうした認識を関係する保護者とも共有することが求められる」と定められている。

イ 教育委員会の対応

令和5年度（Aが3年次）に、教育委員会はAの学校復帰を最優先に学習支援と心のケアが必要であると考え、学校に具体的な対応をするよう指示した。令和4年度までは、Aが登校した際に希望があれば補習をするという漠然としたものであったものの、Aが3年次であった9月からは、Aのための時間割（学習支援プログラム）が具体化し、学校生活への復帰として直接的な施策が始まった。

学習指導については、Aと話しやすい教職員を配置し、教科の勉強に取り組ませると同時に、心の傷を少しでも癒やせるよう配慮した。具体的には、他学年職員を含めて多くの教職員がAと触れあうことで人間関係の温かみを感じさせるとともに、Aの長所を発見し伝えることで、Aの自己肯定感が高まるように努めた。

その後、Aは少しずつではあるが、教室に入り給食とその前後の授業に参加することができるようになっていった。

また、令和5年7月には、区・教育担当が教職員向けに、学校いじめ対応マニュアルの使い方とともに、生徒の気持ちに寄り添った指導と生徒との関係づくりについての研修を実施した。

（4）保護者への寄り添いについて

ア いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの定め

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、「学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の『いじめの事実関係を明らかにしたい』、『何があったのかを知りたい』という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明する必要がある。」や、「学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、『なぜ本校でこのような事態が発生したのか』、『このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか』等の視点をもち、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる」と定められている。

イ 教育委員会の対応と考察

令和3年（Aが1年次）の初動から、学校側は、A母への心情（Aが学校に登校できないという問題の解決策が見いだせず辛かったことや、その結果A家庭全体も辛い状況に陥ってしまったことなど）への寄り添い不足が信頼関係の欠如といじめへの適切な対応の欠如につながり、その後の対応が難航することになった。

令和5年1月のA母からの「市長への手紙」を受け、区・教育担当が関係教職員へ聞き取りや指導、校内研修の指示、事案の検証結果の報告を実施した。その後A母から、学校の検証が不十分であるという指摘を受け、学校との面談や再検証を行い、その過程で専門家（スクールカウンセラーや学校法律相談弁護士）も参加しての再発防止策の作成を検討していくこととなった。A母の訴えに応じた再検証や専門家（スクールカウンセラーや学校法律相談弁護士）による校内いじめ防止対策会議への参加などの提案が見られる一方で、A母から検証内容の不十分さを指摘されるなど、Aが2年次であった令和5年3月末までの対応に課題が残った。

令和5年度（Aが3年次）には、学校と連携しながら、専門家（スクールカウンセラーや学校法律相談弁護士）の助言をもとに、再発防止策の策定や関係教職員へのアンケート調査を実施した。その後、A母への説明や学校での面談を重ね、要望に応じて具体的な対応（個別学習支援プログラムの提示、学校作成の報告書と学校いじめ対応マニュアルの説明など）を学校とともに実施した。また、令和5年7月に全教職員向けにいじめ対応と生徒に寄り添った指導の研修を行った。A母の要望に寄り添いつつ、具体的な対応が進む一方で、A母から学校のB保護者への指導について対応の不足を指摘された。区・教育担当が、直接B保護者と面談をする提案や、A母の思いをどうにかB保護者に伝える方法をA母とともに模索した。

令和6年1月に、A母からの要望に応じて、報告書の内容について208問の質問に対する回答を学校とともに始めた。文書回答や学校での面談を繰り返し、検証内容を説明してきた。同年3月に、重大事態調査への切り替えについて慎重に対応し、A母の理解を求めた。

令和5年度（Aが3年次）に入ってから、A母の要望を受け入れる姿勢や具体的な施策が徐々に強化されたと言える。

第8章 再発防止策

いじめ防止対策推進法第2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

いじめ防止対策推進法は「いじめ」を広く定義し、「いじめ」について情報を集め共有するとともに、組織的に対応することで対象生徒等の精神的肉体的負担を的確に把握し、重大な結果を招くことを防ぐことを意図している。

本事案発生時、いじめ防止対策推進法施行後10年以上を経ていたにもかかわらず、当該校においては、「いじめ」の定義の定着はもとより、いじめ防止対策推進法に則

った基本的な対応すらなされていなかったことは深く反省すべきところである。

本事案を受けて、当該校のいじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく必要がある。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として実行されなければならない。また、教職員はいじめ防止対策推進法に則る法的責任があることを忘れてはならない。そのため当該校では「学校いじめ防止基本方針」を基礎とし、次の内容に留意していじめ防止に向けて対処していく必要がある。教育委員会においては、平時からの備えと事案発生時における重大事態調査への移行を適切に行う必要がある。

1 いじめ防止対策推進法に則った対応

本事案を教訓に、教職員間での共通理解と組織で対応できる体制づくりを日常的に進める。次の内容を、全教職員で繰り返し確認することで、共通理解と共通実践につなげる。

- (1) いじめとは、生徒が「心身の苦痛」を感じたものを指すが、個々の教職員の個人的な解釈ではなく、組織で判断することを重要視する。
- (2) いじめ防止対策推進法に示されているとおり、いじめと思われる事案は、校内いじめ防止対策会議に全て報告し共有する。
- (3) 積極的にいじめを認知し、組織による早期対応を図る。
- (4) いじめを認知したら組織で対応し、いじめを受けた生徒を全力で守り通す。

2 校長のリーダーシップ

いじめの内容、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。いじめを認知した際には情報を一元化し、問題解決に向けた対応方針や計画を立てるに当たってリーダーシップを発揮する。

担任が一人で問題を抱え込まない、どんなことでも問題を全体に投げかける、同僚間での継続的な振返りを大切にするといった雰囲気を学校全体で醸成させ、「チーム学校」を機能させる体制づくりを構築する。

3 いじめの未然防止と早期発見

全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すには、学校と家庭で日常的に働きかけていくことが重要である。生徒がお互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分事として捉え、いじめに対して正面から向き合うことができるよう、学校教育活動全体を通して、実践的な取組を推進する。

生徒の発達段階によっては、いじめ防止対策推進法や「学校いじめ防止基本方針」についてその内容を深く理解することができることから、法律や方針の意味を学ぶ

機会をつくり、ルールを守る姿勢を育成する。

令和5年度学校作成の「いじめ対応マニュアル」にも記述のとおり、日々の健康観察や様子観察、いじめを疑う視点を常にもつこと、アンケート・教育相談・かわさき共生＊共育プログラム・効果測定で生徒の現状把握を体系的に行うことで、いじめの早期発見・早期解決につなげる。

4 校内いじめ対策ケース会議

いじめやいじめの疑いの情報を得た教職員が、直ちに学年職員、生徒指導担当、管理職、いじめ防止対策会議に報告し、校長の判断のもと、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げる体制を整備し、同会議では情報共有だけに留まらず、事実関係の把握とその後の対応に向けた準備や役割分担を行うものとする。

生徒及び教職員から聞き取りした情報をもとに、いじめの全体像を把握し、いじめを受けた生徒の安全を最優先として対応方針を決定し、「いつ」「誰が」「どのように対応するか」を決め、教職員に周知し迅速に対応する。

また、いじめの内容によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが早期に同会議に参加できるよう日程調整も含め連携を図る。加えて、教職員全体で「学校いじめ防止基本方針」の再確認と研修を行い、同会議の目的と手順を明確にすることで、同様の事案の再発防止につなげる。

5 いじめ発生後の適切な対応

本事案を教訓に、謝罪の会をもって全てが解決したと捉えるのではなく、謝罪の会があくまでも通過点に過ぎず、その後もいじめを受けた生徒の心のケアと学習支援に最優先で当たるとともに、いじめを行った生徒がいじめを受けた生徒のおかれた状況や心情を理解することが重要であり、いじめを行った生徒には指導を通して反省と再発防止の意識を育てる。さらに、背景要因を含めた事実の把握と、いじめを受けた生徒の思いに寄り添った丁寧な対応が不可欠であり、いじめが解消後も双方生徒の関係性に細心の注意を払う必要がある。いじめにより受けた心の傷は、すぐに癒えるものではなく、ときにPTSDの併発やフラッシュバックに至る可能性があるという認識を強く持ち、事案後も丁寧にいじめを受けた生徒の心のケアを行うとともに、その対応を保護者とも共有する。

6 いじめを受けた生徒に対する支援体制や関係機関との連携

対象生徒に対しては、初期対応から適切な支援を行うことはもとより、心のケアの必要性にも十分留意し、スクールカウンセラーや医療機関とも連携を図りながら、多面的・多角的なアセスメントを行う。ストレス症状が重い場合には、適切な専門機関への相談や受診を勧める。また、対象生徒が安心して教育を受けられる環境の整備と学習支援にも努め、具体的な計画（学習支援の仕方や校内巡視指導など）を

全職員で共有、分担し取り組む。さらに、学校と教育委員会、関係機関が日常的に情報共有を行い、重大な事態に発展する前に連携した対応ができる体制づくりが求められる。何より、いじめを受けた生徒とその保護者の声に丁寧に耳を傾け、信頼関係を築く姿勢が支援の根幹である。

7 保護者との適切な協力関係

保護者と学校の信頼関係を構築するために、生徒の心身の変化や、対象生徒側、関係生徒側の訴え、思いを受け止め、迅速かつ丁寧に対応する体制を整えることが求められる。着実な聞き取りから事実確認を行い、校内いじめ防止対策会議での情報共有を徹底し、支援・指導・助言にあたる。学校で確認した事実は保護者に正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を示し、再発防止に向けての理解と協力を求める。そして、保護者を一方的な情報の受け手ではなく、ともに解決を目指すパートナーとして位置付け、信頼関係を築いていく姿勢が、生徒の安心・安全な学校生活を守る基盤となる。

8 平時からの備えについて

教育委員会は、平時からの備えとして、学校が認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについて、校内いじめ防止対策会議等の対応の状況及びその解消に向けた取組の状況を定期的に確認し状況の把握を行う。特に、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、教育委員会と学校との情報共有や連携を適切に行い、学校に対して適切な指導・助言を行う。

9 重大事態調査の実施について

重大事態は児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある段階を指すことから、教育委員会は、校内いじめ防止対策会議における事実確認の結果を踏まえ、これらの疑いが生じた段階から弁護士等の専門家からの助言等を得ながらいじめ重大事態の判断を行い、速やかに調査等を行う。また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等を行う。

第9章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会の見解

1 はじめに

本調査報告書は、川崎市立中学校において発生したいじめの重大事態に関し、学校主体の詳細な事実調査を行い、学校及び市教育委員会の対応並びに今後の再発防止策について検討したものである。

本調査報告書第6章にて、いじめに関する事実認定がなされてはいるものの、第5章記載の関係者からの聴取内容の分量に比して限定的になってしまっていることや、第5章における情報の整理が十分になされてはいないこと、第7章等で散見される「考察」という表現から学校側が本件重大事態をどこか第三者的に見ていないか懸念されること等の不備はあるものの、学校と市教育委員会が当然自己批判的に分析しながらも率直にまとめ上げており、一定程度の誠実な姿勢がうかがえる。本報告書から読み取れるのは、本件が、当該学校と川崎市教育委員会における、いじめ対応における重大な課題を浮き彫りにした事案であるということである。本報告書につき、その内容を踏まえ、川崎市いじめ問題専門・調査委員会として見解を述べる。

2 当該学校の対応について

当該学校の対応として、対象生徒の状況の深刻さを早期に認識できなかった点は極めて問題であり、いじめ防止基本方針が実効性を持たない形で運用されていたことが明らかとなった。特に、いじめ防止対策チームの形骸化や担任の単独対応など、組織的対応の欠如が指摘できる。いじめは個々の教職員の判断に依存するのではなく、学校全体で組織的に迅速かつ適切に対応できる体制が求められる。初期の対象生徒への対応において、対象生徒の体調・病状について、学校内での理解と共有が不十分だったことは、本件の事態を悪化させた要因と考えられる。さらに、当該学校としては、解決のための方針として、謝罪の会を実施している。早期解決のための迅速な実施を意図した点は肯定的に評価できるとしても、その実施に至るまでの準備については、以下のような不備が認められる。すなわち、学校側による対象生徒からの聴取ができておらず、対象生徒自身が関係生徒の発言に対して、どのような思いを抱いているかを十分に把握できていなかった。その後の対象生徒の状況からみれば、対象生徒の気持ちを十分に把握せずに、早急に謝罪の会を開いてしまったことが、本件事案の解決を困難とした大きな要因であったと考えられる。また、同様に対象生徒の保護者の気持ちについても、事前の聴取が不十分であった。

次に、関係生徒側に対する対応であるが、担任と関係生徒との面談で、対象生徒の体調・病状を知らずに悪気なく発言してしまった、との関係生徒の発言に対して、担任が「でも、その一言が対象生徒を傷つけてしまったんだよ。」と返し、関係生徒が沈黙をしてしまっている状況があった。その時点で、関係生徒がなぜ沈黙をしてしまったのかを検討し、関係生徒の内省を促すよう適切に指導をできていれば、謝罪の会において、関係生徒が対象生徒に対して謝罪をすることはできたのではないかと考えられる。対象

生徒と関係生徒との関係性に立ち戻ると、対象生徒は、関係生徒とは小学校時代から仲が良かったこと、そのため、1年生の時の関係生徒の発言で裏切られたと感じ、そのショックを引きずっていると述べている。対象生徒と関係生徒の関係性は良好であったが故に、対象生徒は深く傷ついたと考えられるが、その良好な関係性があったからこそ、関係生徒は悪気なく「寝てていいよな。」と発言したと考えられるのであり、自身の発言が「加害行為」とされ、謝罪の会で意に反した発言を強要され、さらに自身の母親に結果として謝罪をさせてしまった関係生徒の心情にも、一定の配慮が必要であった。

本件報告書からは、本件における謝罪の会を経て、対象生徒はますます孤立感を深め、自身の気持ちを正しく理解してくれる人は誰もいないと感じるに至ったことが見て取れる。これはひとえに、上述したように、当該学校の本件事案についての進行管理が不適切だったためと考えられるであり、その結果、対象生徒のみならず対象生徒母と関係生徒と関係生徒母にも心理的な負担を負わせることとなった。対象生徒の心の傷を考えれば、軽々には言及できないが、関係生徒としても、対象生徒との関係性を考慮されずに、当該学校から一方的に加害者とされ、謝罪を強要されることに抵抗を感じたのはやむをえない面もある。当該学校の不適切な対応により、「加害者と被害者」という構図に、対象生徒と関係生徒を引きずり込んでしまったことで、双方の関係修復を困難にしまった事案といえる。

3 川崎市教育委員会の対応について

市教育委員会の対応として、平時から学校との連携が十分でなく、重大事態調査の開始が遅れたことで、対象生徒への適切な支援が後手に回ったことは、いじめ対応を考えるにあたり、極めて深刻な問題である。

本件では、令和4年8月19日の教育相談室への連絡で、主訴は学校の対応に関しての相談であったと思われるが、対象生徒の母から本件事実に関する相談があった事実からすれば、本件いじめについての訴えも当然に含んだ相談であったと思われる。そうであるのにもかかわらず、その後の対応を当該学校任せにしたことには疑問が残る。

また、令和5年1月に、対象生徒の母が市長へ手紙を送付している事実からすれば、その手紙には本件事実及び経過が記載されているものと思われ、少なくとも、この時点で、いじめ防止対策推進法28条1項に定めるいじめ重大事態として取扱いをするべきであったと考えられる。本件が、いじめ重大事態として市長へ報告されるのは、上記対象生徒母の手紙から一年6ヶ月程度経過した令和6年7月のことである。いじめ重大事態として対応が遅れた理由として、市教育委員会及び当該学校が、対象生徒及びその保護者との話し合いを優先させたであろう事情も認められなくはないが、その期間を考慮すれば、少なくとも、いじめ防止対策推進法の理解が、教育委員会内において十分に浸透していたとはいえないと判断せざるを得ない対応であった。

また、教育委員会により、学校復帰の支援が行われたものの、スクールカウンセラーや養護教諭、医療機関等との連携がなく、生徒の心理的負担を最小限にするための配慮が不足していたと考えられる。

4 再発防止策について

いじめの対応については、いじめ防止対策推進法に則った組織的対応の徹底が不可欠である。特に、いじめの認知の段階に関しては、生徒が「心身の苦痛」を感じた時点で速やかに組織として対応を開始し、教職員間での情報共有を徹底することが重要である。校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応に関する情報を一元化するとともに、全職員の共通理解を促し、事実を元に対応する仕組みの強化が求められる。また、未然防止と早期発見の観点から、日常的な生徒の観察やアンケート・カウンセリングの活用を推進し、いじめの兆候を見逃さない体制を確立すべきであることは、法の要請するところでもある。

いじめが発生した際には、迅速にケース会議を開き、専門家の意見を取り入れながら、対象生徒の安全確保を最優先とする対応が求められる。加えて、謝罪の会をもって問題が解決したとするのではなく、いじめを受けた生徒への継続的な心のケアを重視することが不可欠である。また、いじめの問題を正確に分析するためには、児童生徒のメンタリティやコンディション、家庭環境、成育歴を十分に把握し、背景要因まで踏み込んで調査をすることが不可欠である。本調査報告書は、学校内で起きたことについては非常によく調査されているが、学校主体調査となると、児童生徒の家庭環境を含め背景要因まで踏み込んで調査することが困難である。このため、専門家（スクールカウンセラーや、養護教諭、医療機関）との連携を強化し、生徒個々の事情や背景を含めた包括的な支援体制を構築することが望まれる。保護者との信頼関係の構築も、いじめ防止の鍵となる。学校は保護者と適切に情報を共有し、対応方針を明確に示すことで、協力体制を強化する必要がある。

本件における当該学校の対応の不備は、先述したとおり自己批判的に指摘されており、当該学校も認識していると思われる。その上で、本件調査報告書に挙げられている再発防止策は、法律を踏まえた、実践的なものになっていると判断できる。

また、この調査報告書の趣旨からは外れるが、親しい関係であった生徒同士のトラブルが契機となるケースについては、対象生徒はもちろんのこと、関係生徒への援助も重要であることも、再発防止の観点から、ここで述べたい。

5 おわりに

学校の設置者や学校による、いじめへの対応が不適切だった場合、対象生徒・関係生徒の人生をも狂わせてしまう可能性がある。今回の事案を教訓とし、当該学校と市教育委員会が一体となって、いじめのない安心安全な教育環境を構築するための具体的な施策を継続的に実施していくことが強く求められる。